

# 鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会

## (第7回) 会議録

会議年月日	平成24年7月9日(月)		
開会	午後1時00分	閉会	午後4時33分
場所	5階 議場		
出席委員 (9名)	委員長 橋尾泰博 副委員長：房安 光 委員 島谷龍司、伊藤幾子、桑田達也、湯口史章 上紙光春、上田孝春、上杉栄一		
欠席委員	なし		
参考人	山本浩三都市建築研究所 山本浩三		
委員外出席	田中文子、石田憲太郎、平野真理子、太田縁、椋田昇一、寺坂寛夫、砂田典男、下村佳弘、角谷敏男、谷口秀夫、入江順子		
事務局職員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出席説明員	総務部長：羽場 恭一 財産管理課管材係主幹：福井 一朗 庁舎整備局長：亀屋 愛樹 庁舎整備局長補佐：竹内 一敏 庁舎整備局主任：宮崎 学 庁舎整備局専門監：前田喜代和		
傍聴者	15名(別添のとおり)		
傍聴者(報道)	朝日新聞、建設工業新聞、日本海新聞、読売新聞、毎日新聞、山陰中央テレビ、NHK、いなばぴょんぴょんネット、日本海ケーブルネットワーク、日本海テレビ		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備考			

## 午後 1 時 00 分 開会

◆橋尾泰博 委員長 それでは、ただいまから第 7 回鳥取市庁舎耐震改修に関する調査特別委員会を、開催いたします。委員の皆様から出されました現本庁舎の耐震改修及び一部増築案の根拠となりました建築工事費概算についての御質問につきましては、6 月 29 日に山本浩三氏へ回答を依頼いたしました。かなりの質問数があったわけですが、山本氏から大変お忙しい中、7 月 6 日に御回答いただき、委員の皆様へは同日お配りをさせていただいております。つきましては委員長からの提案でございますが、本日山本浩三氏に参考人として御出席いただき、御回答いただいたものの中で直接お聞きしたい事項や住民投票の際の、現本庁舎の耐震改修及び一部増築案の根拠となりました建築工事費概算について、お話をお聞きしたいと考えますが、いかがでしょうか。それでは異議なしということで、進めさせていただきます。それでは採決いたします。山本浩三氏を参考人として招致することに賛成の方は挙手を、お願いいたします。

[挙手全員]

◆橋尾泰博 委員長 賛成全員でございます。そういたしましたら、山本浩三氏に御入場をいただきたいと思っておりますので、しばらくお待ちをいただきたいと思っております。

[参考人入場]

◆橋尾泰博 委員長 それでは審議を再開いたします。山本さま、本日はお忙しい中ありがとうございます。よろしくお配りをいたします。そうしましたら、本日の委員会に入ります前に、本日皆様にお配りしておる資料の確認並びに委員会条例について確認をいたしたいと思っております。本日は皆様のお手元に先日より 93 項目、延べにして 93 項目の御意見をいただきました。その質問と回答書のつづり、それからきょう、山本さんの方から先ほど提出をいただきました 2 号議案の概算工事費についての要約書、それからこの回答書についての修正が若干あるようございまして、正誤表をつけていただいております。それから、写真のペーパーがお配りしてあると思っておりますが、これはフラットスラブ構造の工事の概要を見ていただけたらということのペーパーでございますし、それから、条例案を検討する折に、山本さんの方から御提出をいただきました 19 億 9,670 万の工事費の概算見積書、それから本庁舎の基礎免震の概念図、こういうものを皆様方にお配りをしております。資料はそれぞれ皆さんの御手元にございませうでしょうか、確認をお願いいたします。ございますか。はい。それでは進めさせていただきます。

それでは、委員会条例について再度確認をいたします。委員会条例について申し上げます。委員会条例第 25 条第 2 項及び第 27 条により、参考人は委員に対し質疑することはできませんので御了承ください。また、発言される場合は挙手の上、委員長の指名後に発言をお願いいたします。そして発言をされる場合は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。なお、質疑内容から著しく外れた答弁の場合は、それを制する場合がありますので、御了承いただきますようお願いいたします。それでは、まず最初に、先ほど申し上げた 19 億 9,670 万の概算見積につきましての基本的な考え方、あるいは積算にいたった根拠等、山本参考人の

方から意見陳述をお願いをいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。マイクをお使ひください。

○山本浩三 参考人 皆さん、こんにちは。私もこないだ説明をさせていただいてからしばらく経ちまして、皆様の顔もだいぶんなじみになりましたので、よろしく仲間として、よろしくお願ひいたします。きょうはお話、各 93 項目のお答えをする前に、いただいた質問は湯口委員とか、桑田委員とか、あるいは会派の新とか、3つのところから、それぞれに質問がきておまして、それが非常に多岐にわたって、しかも同一の質問も非常に多いということもありまして、いきなりその説明を各項目ごとにやりますと、あまりその部分的なところから大きな全体の本が見えないというようなことになっても進行上あまり効果的ではないと思ひまして、まず全体の質問を私なりにちょっと整理をさせていただいて、部分ごとに、いわゆる我々のなじみの言葉になっている 3 点セットの部分ごとにコストのことを中心にして、それぞれお答えをしていきたいと思ひます。その後で、私の方でつけている条件というのがありまして、非常に重要な条件ですので、そのことについてもその次にお話をさせていただきたいと思ひます。

まず全体の質問の中で、第 1 点はやはり本庁舎の免震構造の部分であります。それから、第 2 点は新第 2 庁舎の新築部分に対する質問であります。それから、第 3 点は駐車場とか、広場に関する点であります。その順序にしたがって、皆様からきていた貴重な質問を多少整理して、まとめて概要をお答えさせていただきたいと思ひます。まず最初に、まず免震構造の部分でありますけれども、これはせんだって私が答えたことと、ほとんど同じ趣旨で、私の方は取り組み方はまったく変わっていませんので、繰り返しになりますけれども免震構造のコストについて、まず最初に説明させていただきます。それで、それからその前にですね、皆様にきょう、お配りした資料を相変わらず昼夜兼行でやりましたので、間違いがありまして、一番最初に正誤追加表というこのペーパーを、まずちょっと直しておいていただかないと大変失礼なことになりますので、単純なことからちょっとやや重要なことまで含めて、まず修正を皆さんでやっていただきたいと思ひます。質問番号の 12 番、その文言は、これはてにをはの問題ですけど、特別な影響はないという具合に直していただきたい。それから 2 番目は、これは数字の間違いで、県庁の免震工事費、これが 9.8 億円と書いてありますが、これは 1 が抜けておまして 19.8 億円です。それから同じように、ほかの庁舎の単価を参考にきょうは出してありますけれども、平米あたりの単価が 9 万 8,000 円であるところを 8 万 9,000 円という具合に打ち違えておまして、89000 が 98000 に変わるということがあります。

それから質問番号の 38 番、これは、地下水位は変動しているというところ、何か情報云々という変な言葉が入っておりまして、現実に地下水位はきょうも見えてまいりましたけれども、上水面が今 3 メートルマイナスぐらいに落ちておまして、50 年前の地下水位はマイナス 1 メートルだったのが、鳥取市の地下水位はかなり変動してまして、現状では私が現場で見ましたところでは、地下水位は変動していることは事実ですが、その文章がちょっと変な文章になっておりましたので、地下水位は変動しているということに訂正していただきたいと思ひます。それから、40 番目は、必要な機械室は設計時に記入すると、これは機械室があるのか、ないのか記入がないがというような御指摘がありましたので、必要な機械室は設計時に記入するという

ことで、そういうことで直してください。それから 61 番、これはやはりちょっと日本語としておかしいような点を、実現する設計になっているという文章を削除します。これは実現することは当然なのですが、実現する設計になっているというのは削除いたします。それから 70 番で、これは解体のところの解体業者さんの、いわゆるゴミ捨て場ですね、指定された場所があると思うんですが、解体業者との契約現場管理をしっかりと行うと。これは設計の問題ではなくて、工事解体時の解体業者さんと発注者の間の契約と現場管理をしっかりと行うというのが正しい文章です。それから 72 番は空調、これは空調の問題ですけれども、空調方式を分散 GHP、これはガスヒートポンプ方式に改変する方が圧倒的に優位なことが既に判明していると、そういう文章を入れていただきたいと思います。追加説明です。それから 85 番、これは雨水対策がどうなのかと、駐車場の雨水対策と思いますが、雨水が大量に浸水する可能性のある場合は事前に通報し、車を退出させると、これは細かな運用上の問題ですけれども、そういう文章を入れる。それから、質問番号 37、これは環境負荷とか、ライフコストにどう対応しましたかという、そのコストはどうですかというような御質問があったことに、これは 2 つの質問が一緒にきているんですが、81 番と 37 番共通のお答を出しております。それで、これはやや長くなりますので、これは後で質疑のときの回答とあわせて詳しく説明させていただきます。それから、その後、さらに環境にやさしくて、CO<sub>2</sub>の排出が非常に少ない、あるいは電気代が半分以下になるというような空調システムは、全体の建物のコストとも関連がしてきますので、詳しく説明いたしましたけれども、これもそのライフコストとか、環境負荷のところでも詳しく説明させていただきたいと思っております。一応正誤表とそれから追加した情報は以上のとおりです。

さて、本題に入りまして、まず第 1 庁舎の免震のコストのことであります。これについては、前にもう十分説明いたしたと思っておりますが、今回の設計は、一番身近にあって構造形式も非常に類似しておって、ほぼ同じ時期に完成して、施工業者も同じ施工業者がやっているという非常に類似した官庁の建築物なので、そのコストが具体的には、今県庁の免震設計をした部分の面積が 1 万 8,000 平米あります。ざっとそれぐらい、1 万 8,111 とかいう数字がありますが、その費用が県庁の発表によりますと、19 億 8,000 万になっております。それで、それを平米単価で割りますと、平米あたり 11 万 8,000 円から 9,000 円の間ぐらいになっております。それで、それについて結果的にはそれと同じ単価を市役所の単価に代入しても十分に試算としては精度の高いものができるという判断を私はしております、それと同時に、一緒に構造計画を立案してくれました構造計画研究所もほぼ同じ結論になるような計算の方式を若干別の方法でやっておりますけれども、その辺については、きょう別紙でお配りした中に詳しく説明してありますので、説明しますが、その同じ単価をどうやって、どういう理由でその適応できるかについては先回お話ししましたので省略しますが、今 5,900 平方メートルという平米数に 11 万 9,000 円を掛けて、それで、まず免震構造の本体の工事を積算しております。それで、それに対して、今回は私のいろいろの経験から、この建物が 50 年も経っておるので、設備についてはかなり寿命がきているに違いないと、当然きていると思ひまして、一定のことは予測していたんですが、住民投票の直後に早速私は地下に潜ってですね、その情報を自分の目で確かめました。それで、そうしましたところ、やや技術的な細かい話で恐縮ですけれども、機械室のど

真ん中にエアハンドリングユニットという送風機と言いますか、そういうものがどんと構えておりまして、それが2本の構造を支える大きな柱のところにほとんど接触して位置しております。それで、それを私はまず最初に見つけまして、これはこのままでは免震構造ができない、柱のところにあるエアハンドリングユニットは移動して、一時的にでも外に出さないとこれはできないなということをやまず最初に見つけました。それと同時に、ややその、じゃあ、どういう格好で外に出すかということはいろいろの方法がありますので、私なりのいろんな設計時に考えが、アイデアがありますけども、それは省略しております。それで、大なり小なりそういうものは起こり得るので、基本的にはそういったコストは、今までの設計の中に入っておりますが、やや移動する費用がちょっとかかるなど、そういうことは実は実感はしております。それで、移動して、移動する時期については、エアコンの中間期という、エアコンがほとんどいない4月5月の2カ月の期間に今の場所からエアハンドリングユニットというものを外に出しまして、それでしかるべきところに保全をして、その間に免震装置を2カ月あれば充分に入りますので、そこに設置しまして、それで、それが出来上がりましたら、また元に戻して若干そのダクトの位置を変更するなりいたしまして、元に戻して最終的な仕上げにかかる。そういう方法は1つの施工方法として新しく発見した事実の中から、私が直に直感した解決方があります。それで、そのことは1つの方策なんですけども、そこに付け加えて、私が質問の何番の方で、エコロジカルな問題とか、環境負荷にどう対応するのですかというような質問が、大事な質問がきております。それで、どなただったかはちょっと記憶がないんですが、建物の経済的なライフサイクルで建物のこの価値を決めるという考え方は非常に大事な観点でして、それに関連のある解決法を私は見つけたつもりでおります。この間その話をしましたらちょっと余計なことは提案しなくてもというお話が実はあったんですけども、これは余計なことではなくて、この建物が最終的にしっかりした建物になるために、若干の説明をきょう加えさせておいて、理解をしていただきたいと思っております。実はこの方法は、私もその後で分かったことなんですけども、市の当局でも既に検討しておられると、そういうことが分かりましたので、あながち余計なことではない方向がもう出てきていると判断しております。それで、それをこの別表の下部の方に要旨が書いてあります、それを簡単に説明しますと、これはあくまでも専門家のやった推定で、数日間でもとめたレポートですけれども、一番左が既存の集中型空調でやったときの、まず年間の電気代とその他重油代とか全部合せて998万4,000円ぐらいの費用がかかる。これは市の資料から我々が類推して作った試算であります。分散型のヒートポンプでやったときには、それが990万の半分の460万ぐらいで可能になります。簡単に言えば年間に530万の電気代が節約になります。それからもう1つ、CO<sub>2</sub>の排出量、これは御質問の環境に対する問題点の指摘の中にあらわれておりますけれども、今のシステムで重油をたいたり、いろいろのことを全部総合して炭酸ガスの排出量が年間で253トン出るようになっております。それで、それに対して分散型のヒートポンプの方式でやりますと、全体の今までの37%のCO<sub>2</sub>の排出量になります。それで、160トンのCO<sub>2</sub>の排出量が年間に減ります。こういう非常に明らかなメリットがそのシステムをやることによって出てまいると同時に、その下に書いてありますが、今までの水でエネルギーを交換していたものに対して、冷媒でやるということで、

エネルギー効率が非常に上がってくるという事実があります。それから、エネルギーコスト自身もその結果、倍以上に高いという結果にもなっております。それから、CO<sub>2</sub>の排出量も非常に、3倍ぐらい余計のCO<sub>2</sub>が排出されると。それから操作自身が各フロア、各セクションで操作ができたり、故障したときには各セクションで修理すればいいということで、全館がストップするというようなことはないというメリットもあります。それから、今私が市からいただいた、最近いただいた資料を分析してみますと、この今の既存のシステムがだいたい平成11年に施工されております。それで、今平成24年ですからもう13年経っておりますので、この工事が実際に施工される時期には、この古臭いシステムを市役所の計画ではやり返るという計画が一応目安としても出ております。それで、その費用がざっと1億2,000万かかると、そういう数字も市の維持費の計画として出ております。それで、私はそんなにその環境的にもエネルギー的にも使い勝手的にも、いろいろな点でこれくらいメリットが圧倒的にあればちゅうちょせずにそういうものは、市もおそらく、もうやるつもりになっておられると思いますが、今までそういうことが進行していることは議会も私も実は知らないでいたんですけれども、そういうことは市の方針としては当然考えられてしかるべき方向性だと思います。それで、その費用が1億2,000万という試算が、今出ております。これは市のデータから数字を加えていきますと、それくらいの費用がかかると。そういうことを今から4年くらい先にやることは止めて、今それが4年くらい先にやるという予算化を中止して、その代わりに今この分散型ヒートポンプをやる費用が4,800万、ごめんなさい、いや、4億、ごめんなさい、14億8,000万、ごめんなさい、1億4,800万で済むので、その古いシステムをやり変えた場合と、今のメリットの多いヒートポンプ空調をやった場合の差額は2,770万ぐらいです。それで、今簡単に言いますと、運転費用が年に530万ぐらい安くいきますので、それをだいたい6.5倍ぐらいすると、だいたい6、7年の間にちょっとプラスだった初期投資が元に戻って、後はずっと黒字が続いていくという結果になります。それで、これは私はどうしてもこのプロジェクトの全体、建物全体としての経済性を追求してやるのが本当のこれからの進み方だと思いますので、数日間かかってこれを専門家にきちっと積算していただきました。それでその資料が詳しくありますが、きょうは、説明は長くなりますから止めさせていただきますが、こういうことをやることによって地下室のそのエアハンドリングユニットを、もうそのまま今度は工事が始まるのは、まだ今から3、4年ぐらい先ですけども、その事前に、今ある無駄になるその非効率なものは撤去して、そこを収納スペースとして使う方がよっぽど賢いとそういう考えがあります。ですので、ぜひこのことについては、皆様も十分真剣に検討して、建物全体として寿命が長く使えて、しかも維持費も安くてエネルギーの効率も良くて、炭酸ガスの排出量も少ない、多いシステムも止めて、新しい設備のシステムに切りかえられることをぜひ検討していただきたいと思います。商工会議所も結果的にはほぼ同じシステムを使っております。ですから、そういうシステムを今計画をスタートする場合には当然そういうことは専門家の間でも考えることなので、議員の皆様は専門の方ではありませんから、それは気がつかれなくても当然ですけども、専門家の私とすれば、そこをもっと突っ込んで検討して、無駄な努力にならないように、こういうことも検討していただければいいのではないかと思います。だいたい今の費用的な問題が免震の耐

震改修をした建築と、それに伴う設備の改修です。設備の改修費用として、8,260 万という費用を予備的にとっておいたんですけども、今のこういう変更を入れると、かえって工事費全体の収支は改善されますので、収支はむしろ良くなるかもしれません。だからそういうことを、大事な点をしっかり詰めていただきたいと思います。次に、新第2庁舎の考え方について説明させていただきます。それから、ついでにこの質疑書の別ページに、免震耐震改修をやった事例を必ず教えてくださいと、そういう要望がありましたので、ついでにお答えいたしますと、これは質問の何番でしたか、ちょっと間違っていたところで大変恐縮なんですけど、質問番号 23 のところでございます。質問番号 23 を見ますと、12 分の 3 ページの一番下の部分です。それで、県庁の、鳥取県庁、それから今度我々が今度採用しようとしている鳥取市役所、それから今度皆さんが見学される予定と聞いておりますけれども裾野の市庁舎、これは免震プロパーと免震だけをやる場合と、免震に、今言ったような設備の変更を加えたものとを両方併記して私は向こうで現実に向こうの建築課長さんから聞いてきた情報を書きとったものですが、そういうものとかですね、それから、三重県の県庁舎、これは 8 万 9,000 円と、これは間違えて、9 万 8,000 円が正しいですが、ほぼ免震だけでやった場合には、ほぼ 12 万前後、11 万のものもありますし、10 万円のものもありますし、もっと高い 17 万のものもあります。ただ、こういうものは、一概に 17 万だから高い、12 万だから安いという簡単に比較できるものではなくて、個別に全部条件が違いますので、それによって多少の上がり下がりがありますけれども、わりに平均的に見ると 14 万から 13 万とか、12 万とか、9 万とかそれぐらいが免震の常識的、ごく一般的な値であることが構造計画研究所の提供してくださった事例から読み取れると思います。ただ、だからここの企業がこうだという、そういう推論というものはなかなかできないんですが、参考にお持ちいたしました。これが今の構造形式、免震構造をやったときのほかの例の鳥取市の場合との比較であります。以上で免震改修をやる本庁舎の部分は終わりにして、次に、第2新庁舎の費用についての説明に入らせていただきたいと思います。これも私が先般説明したことと、基本的には全く同じ手法でやるべきだと、コストを比較すべきだということを、改めてまた主張しております。それで、湯口委員からの御質問の中に、商工会議所は 64 万坪でやっておりますということを明言しておられますので、それはその数字を取らせていただいております。その中に、設計単価が 90 万だったものを 64 万になったんだといういきさつがあるということが書いてあります。これを私読みまして、これは当たり前なことだなど、通常日本という設計単価ということで、工事をやる例はほとんどありません。設計単価というのは、だいたい実勢単価の 2 割とか何割とか、高いものを入れるわけなんです。これは国際的にみても、こういうこの 2 階建てみたいな構造のコストの仕方というのはありませんで、実情とは非常にかけ離れたものが設計単価なんです。私も鳥取でやった仕事も設計単価というものを採用して、非常に困った経験もあります。あくまでも、例えば公共工事のときに、皆さんが受注される金額は設計者単価よりも何割か安いというのが実情です。そんなに設計単価で仕事ができたら、皆業者さん大もうけです。そういうことは通常ないわけですし、まず、その日本のいわゆる役所工事の言っている単価ということについての考え方を、もうちょっと近代的な実勢単価に考え直したものを考えないと、ちょっとなかなか実情と違ったもので、それをまけたんだと、そ

ういう考えではないわけなんですから、そこをきちっと認識した上で御質問があればどうぞいただきたいと思っております。そういうわけで、私は64万という単価でやるというのは、妥当な商工会議所の費用だと思いますし、それから、私がつい最近2例ばかりかなり大型の高級な集合住宅をやっておりますが、それから、鳥取でやった免震のマンションも建っておりますけれども、それも業者さんの入札でほしい60万円内でほとんどの建物が出来ております。それで、もちろん60何万円の単価でなくても高い単価をやれば、幾らでもぜいたくなものができます。ただ、我々が投資をしたかったのは、やっぱり無駄なところでできるだけお金を使わないで、質実剛健な建物が鳥取の市役所にはふさわしいという考えで、かなり安い方の単価を80万として入れているわけで、これは必ずできます。それで、ほかの鳥取でやった例でも東京でやった例でもほかの都市でやった例でも、80万という値段でできないことは全くありません。それで、それに対して、前に連合会でやられたのは確か110万くらいの単価を入れておられます。それは110万でやったってできるんですよ、もちろん。ただ、皆さんが110万の単価でやった方がよいものできていいという、皆さんの御意見があれば、私はそれに特別に反対する気持ちはありませんし、市民もせっかく20億前後で出来ることになったんだから、多少はぜいたくをしても良いなという意見が、市民の正直な意見であればそうやればいいんじゃないかと思っておりますので、私が80万とか、100万とか、決める立場でもないの、ぜひその辺はお任せして、皆さんで決めていただきたいと思っております。これはもう技術的な問題というよりも、80万でも90万でも100万でも、それは選び方でどっちにでもなる単価で、それだけやれば建物は、質は向上します。それで、私が今、質を向上させたいと思っているのは主に設備の点です。それで、全体の工事費の中でさっき言ったように、設備のところは、私が現場を見まして、旧式な設備のシステムをずっと投資をしていくということが、いかに建物全体のライフコストという、無駄なということが分かったからこそ、こういうこともあらかじめ建物の計画の中に含めておいて、そして、その費用は若干プラスになればそれは見ると。恐らくそれをやったって何億という金額ではないです。だから、その辺の判断は皆様にお任せしたいと思っておりますが、私はこの80万という単価で設計のやりようにもよります。私が設計すれば、きれいに80万で立派な建物が出来ます。だから、意匠的にはいろんなやり方はありますけれども、私は建物の構造がやっとな丈夫な構造になったと同時に、設備も建物の中の血流とか、排泄とか、そういう循環を良くする大事な要素ですから、そこには若干お金をかけて長持ちのする、安く維持費もかからないものにしていくということは、皆様の良識で決めていただいたらいいことではないかと思っております。それで、そういうことによって、地下の一たん外に出すとか、また戻してくるといった余計な手間も省けますし、そこに大きな何百平米かの倉庫も出来ます。それで、今まであった地下室の倉庫を収納に変えるということ、機械室を収納に変えるということですので、面積増にはなりません。ですから、前から面積が増えたときの新しい義務云々というのは適応されない場所です。そういうことも総合的に考えていただきたいと思っております。それから、当然役所の設計は私もいろいろやっておりますけれども、1.5の係数というのは、当然それは入っているべきで、建物の鉄筋の数が増えるとか、そういうかたちで若干増えますけど、増えても5%くらいの費用ですので、坪80万の中で十分に消化できる金額だと思っておりますので、その



辺もつけ加えて、これは個別の質疑にもお答えしていますけども、ついでに説明させていただきます。これが第2番目の新第2庁舎のコストに関わる回答であります。それから3番目は、地下の駐車場とその上にある広場のコストについてでございます。この部分の建物は、ざっと全体合わせて3億円くらいの建物なのでほかの部分に比べると、規模は比較的小さいのと、構造形式が非常に単純なので積算の積み立てが非常にやりやすいということもあって、一定の仮定断面を想定して、それを業者さんに参考見積もりを取ったところ、結果的には若干安く落ちつきました。それは先回るときには、そこからちょっと予算を、ちょっとこれから足りなくなるかもしれない設備に回したんですけど、それは元に戻ってやりたいというお考えのようですから、今、確か2億7,500万と3,000何ぼだったかな、その金額はそのままにして十分に成り立つような、見積もりの聴取も取れております。そういうことで、それから、上の屋上の庭園の費用ですけれども、これも非常に、上の庭園の費用というのは、非常に簡単な仕様で積算ができますので、これは業者さんにいちいち見積もりを取る必要もなく、加わる費用は屋上の1,650平米に対する防水工事です。それから防水の上に、ちょっとした処理をしてそこにタイルを張ったり、あるいは、その部分が部分的には芝を張ったり、それから植栽がくっついたり、そういうものはちょっと造園屋さんとか、外構屋さんに聞けば、だいたいどれくらいの費用でできるかと誰でもわかりますので、私は平米2万円という単価を入れれば十分にできるなど、そういうものを全部合わせ合算して、全体でトータルして3億円くらいの費用にしていたのではないかと思います。それで、それを全部合わせていきますとだいたい20億でできると、そういうことになります。それから、コストのことについて、ほかにはいろいろ、例えばバリアフリーだとか、それから、いわゆるユニバーサルデザインとか、そういうものを採用したときの負荷金額が幾らになるか考えていますかというような質問があったんですけども、これはこういう建物をやる場合に、バリアフリーとか、ユニバーサルデザインはやらない設計家はいません。もう当然、そういう費用は折り込みでこういうものは出しております。それで、そういうものを追加費用で出すような設計者で私はありません。ですので、御心配なくそういうものは入っておりますので、もし、御心配であれば、私の方に別に聞いていただいてもいいんですが、その類いの追加、追加ということを私に聞いてくださるのは、何かその本質をちょっと曲げて考えて、何かコストがアップすればその方がいいんだというようなニュアンスにも取れるんで、私は真意がちょっと読めませんが、そういうことで堂々めぐりをして、こんなことはという、今のような回答を私から出すよりは、さっき言ったような抜本的に建物としての全体の経済性とか、維持費だとか、環境に優しい云々というようなことに皆さんの知恵を出してですね、そういうことにもっとあります、考えることは。そういう大事なことに、皆さんの大事な時間と、私の時間も使わせていただければ幸いに思っております。とりあえず、コストに対する全般的なお答えは、そのようなことですので、もし皆さんにご異論がなければ、次に各論の質問に答えさせていただくか、あるいは今の話に御質問いただくか、それはどちらでも対応させていただきます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、山本さんの方から、19億9,670万に対する基本的な考え方、あるいは積算に向かう根拠等お話をいただいたわけでございます。各

委員の方からたくさん質問もいただき、また回答もいただいているわけですが、今、山本氏の方からそういう基本的なお話をいただきましたので、今の山本氏の意見陳述に対する御質疑等を、先に議題といたしたいと思います。御意見等がございます方は、どなたからでも結構でございます、挙手の上、発言をお願いいたします。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 空調等においてですね、今、いわゆる将来のコストのことも含めてお話があったわけですが、これは繰り返すようですけどもね、そういうことを先生に我々は求めているわけじゃないんです。

○山本浩三 参考人 いや、そんなことはない。

◆湯口史章 委員 今の時点で、そういうことを求めているわけではなくしてですね。

○山本浩三 参考人 何を求めているんですか。

◆湯口史章 委員 当初、住民投票で示された案の内容について、どういうお考えだったのかというのを、確認をしたかっただけなんですわ。それで、そういった諸条件があって、実施段階に入ってですね、そういうことを加味して当然考えていくというのは、これからの議論だと思っております。それから、もう1つ言っておきますと、いわゆる執行部サイドが一定の年限がきているので取り替えをしなきゃいけないというような、いわゆる情報というのは、議会皆さんが御存知なんです、これは。御存知なんですわ。ところが検討会の中で、そういうことも含めた金額を載せるべきだということに対して疑義を申し上げられたのは、提案をされた結の会長、上田さんなわけですね、これは。だから、もう数年後には直すのが分かっているのであれば、そういうものも含めて、今回の住民投票の予算の中で考えるべきじゃないかという議論は散々やったわけですよ。しかし、一切それを聞き入れられなかった。これは上田さん、結の皆さんのお考えだったわけですよ。だから、そういう話を山本先生にわざわざおいでいただいてお聞きするような、私は話ではないというふうに思っております。これは1つです。それと、先生にもう1つお伺いしたいのは、設計価格と実勢価格のお話がありました。現実的には、おそらく入札をかけたことで一定の金額に落ちていくだろうなということは、我々も想像はするわけですけどね、しかしながら、公共サイドからすると、設計を積み上げていく段階でいろんなルールがあるわけですよ。それは国の補助金をいただいたり、国の支援をいただく中で、そういうルールに基づいて積算というものを従来やってきておるわけです。結果的に、入札にかけたときに先生が言うような金額に落ち着くかということはあるかと思えますけどね。しかしながら、設計価格の中で設計を折り込むということは、そういうルールに従って設計価格を決めていきますので、だから実勢価格がこうだからと言って、じゃ、その実勢価格で設計を組むというのは非常に無理な部分がやはり出てくるわけですよ。その、何て言うんですかね、どちらが正しいということではなくして、先生との認識の違いがあるのかなという感じがいたしました。予算の枠のないものを発注できませんから、基本的に、いくら2割で落ちようが、3割落ちようが、予算の枠がない以上は入札にかけられませんので、我々の公共機関の予算執行というのは、それで、そのもとになるのは、やはり設計価格というのが1つのベースになって積み上げていくということですから、どっちが正しいということではなくて、先生との、そのちょっと考え方の立ち位置の違いなんかというふうにちょっと感じ

ましたですけど、はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。山本さんの方で、何か御意見ございますか。

○山本浩三 参考人 よろしいですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、どうぞ、山本参考人。

○山本浩三 参考人 はい。湯口委員の御回答にまた回答させていただきます。最初の、この設備のシステムのことについてと、それから全体のコストのことについてとあわせて、ちょっと私、非常に大きな疑問もありましたので、上田委員がこういうものを見ないでいいとおっしゃったかどうか、それは私には分からないことですが、本来この議論は、皆さんの共同責任で、全会一致で、20億の金額とか、第1号議案の72億ですか、それを皆さんが承認されたんじゃないんですか。それを、今頃私にわざわざ細かいことを聞くというのは、いったい議員の方は何を、全体について私は言っていますけども、どういう根拠で、じゃ、皆さんで全員一致されたんですか、それを御説明していただきたいということを思います。それで、もちろんね、議員の方のいろんな考え方があるんで、いろんな意見がもちろん出てくると思います。それで、今の、例えばこういうエネルギーの問題等も、僕はどういう話でこういうのが止めになったかは、私は知る由がないんですけれども、ただ、私が私の立場で話すときに、こういうことは頼んでないとおっしゃっても、言わざるを得ないような大事なことなんですよ。それで、これは一応こないだ住民投票があったときに、免震構造で現位置に20億の建物を建てると、そういうことで決定した事項じゃないですか。その前提条件には、皆様がこの金額を全員で合意されたという、全員の責任があると思うんですよ。それで、今頃になってね、中身は知らないなんて言うのは、議会として、全員に僕は質問をさせていただきたいと思っております。私は、いくらでもこういうことを答えることは喜んでやりますし、できるだけものをはっきりさせたいと思いますけれども、ちょっとその前に、現状のその時点に対して議長さんどうですか。議会全体の、僕は責任が市民に対して非常に、何をやっていたんだと。それで、僕は町の中で一緒に、いろんな市民の方と話をする機会があります。それで、そのときによく聞く議論は、今、何をやっているんですかと、白けているんですよ。それで、聞いている話は何か細かいことをごたごたやっているけども、その予算というのは、もうそのときに決まってるんじゃないのということにはどういう具合に答えるかね、私も議会の中がどういういきさつを通ってきょうまでできたのか分かりませんが、素朴に市民の意見から私は同じような質問を議長さんにも投げかけたいと思いますので。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。山本参考人に申し上げておきたいと思いますが、山本参考人の御意見は御意見として承るといふふうにしておきます。先ほども委員会条例で御説明しましたように、参考人の方から質疑はできないということになっておりますので、先ほどの湯口委員の御意見は御意見として聞いておいてやってください。それでは、その次どなたかありますか。

○山本浩三 参考人 もう1つあったかな。さっき湯口委員のおっしゃった質問で、設備じゃなくてあれか。入札の件ですね。ごめん、じゃあ、それを答えてもいいですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、山本参考人。

○山本浩三 参考人 さっき、よく実勢価格と入札価格という言葉が皆さんあまり理解しないで使わざるを得ないと、皆さんあんまり恐らく、湯口議員は御存知だと思うんだけど、ほかの議長さんも上杉議員も角谷議員も、設計価格がどういう仕組みであって実勢価格がどういうことだということは恐らくご存じないことだと思いますのでね、私自身も分かんないのが、例えば、第1号議案で72億と出したのは、これ実勢価格なんですか、その設計者価格なんですか。もし、それが設計者価格であれば市民に発表する場合にはそんなものを市民にいきなり出したら、市民をだましたことになりますよ。決して、設計者価格というものは実勢とはかけ離れた日本特有の架空の価格ですからね。例えば、エレベーター1台買うんでも日本の希望小売価格っていうのは、実際の値段の倍以上します。そんな希望小売価格でそういうものを仕入れる業者はどこにもいません。そういう日本の価格体系の変なところを使って、もしその今の第1号原案の72億が構成されているのであればその辺はどういう具合に、皆さんは72億と20億のときにそれぞれ違うスタンダードで理解されたのかどうか。これも非常に疑問なんですね、どうなんですかね。それも私が質問しちゃいけないとおっしゃるけど、やっぱり質問せざるを得ない。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。山本参考人の意見は意見として委員全員で受け止めてまいりますので、ここで切らせていただきたいと思います。そのほか、はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 私が今どうのこうのとちょっと申し上げてはどうかなというように思いますがけれども、せっかく湯口さんから検討会で上田さんの方から提案をされたというふうにな名前が出たもんですから、あえて申し上げさせていただきますけども、私は、設備も地下の問題についてエネルギー棟を新しく、設計事務所協会の方とすれば新たに外に出してエネルギー棟を設けてやるんだという話があったわけですがけれども、私が検討会で申し上げたのは、エネルギー棟を別につくらんでも今の地下室を利用しながら一時的に止めてというか、今まで山本さんの方からも話がありましたけども、やはり設備を改修するときにエネルギー棟をつくったりなんかせんでも、一時的に止めて仕事はできるというふうな話はしっかりと、こういった方法できるというかたちで申し上げさせていただいたという経過ですので、そのことだけを申し上げておきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、その他ございますか。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 設備の件ですけども、先ほど上田委員も検討会の折の話が出ましたけれども、県の協会の方からの提案の中で、ここに私もちょっと資料を持っておりますけども、エネルギー棟は、エネルギー棟でするんですけども、その空調についても新たな方式でやるんだということでの提案があったんですけども、検討会の議論では要するに既存の設備をそのまま使って改修を出来るという、そこでそれこそ議論がかなりあったわけなんです。ですから、2号案については、既存の設備でそこに置いたままで改修をしながら改修をし、執務をしながら進めていくということで、これが2号案なんです。ですから、先生が今提案されているのは新たな提案ということであるわけですがけれども、既にこの県の協会の方からの提案ももちろんあったわけですけども、そこでは検討会の中ではそれは言ってみればそれはだめだということでの方向で行ったわけです。ですから、今後2号案を今の案を、今度それこそこれからむ中で検

討するっていうのは、先ほど湯口委員が申したように、次のステップだというふうに私は思っております。ですから、今ここで言ってみればこの鳥取市を2分して、その住民投票までした1号案、2号案。その2号案を精査をするというのが我々の今のそれこそ今の責任だというふうに思っております。その中でより良いものとなったときに、その先生がおっしゃっているその新たな機械、新たな方式っていう方向が出てくると思うんですけども、今の現状では、この2号案で20億でどこまで出来るかということが、今、これをまさに今、検討しているようなところなんです。ですから、今後この2号案をしっかりと精査する中で、先生が言われるような新たな提案ということは、それはまたそれなりに検討して行けばいいというふうに思っておりますけども、すでにこれは検討会の中で大きな議論があったところです。ですから、その賛成反対それぞれの立場の中で、やはり今の機械は古いから変えた方が良くはないかという意見ももちろんあったんですけども、検討会では最終的には今の機械を使えばいいと、それは十分に検討できるという話で進んでいるわけですから、ですから、先生も誤解がないように聞いていただきたいというふうに思っております。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 それぞれ3点セット、総論的な、また山本参考人の方から必要だと言われる内容のポイントを絞って御説明をいただきました。それで、各論になるのかもしれませんが、先ほど参考人の方からそのAHU、エアハンドリングユニット、旧式のそういうシステムというものが、無駄ではないかと。この際、経済的なこの庁舎を検討していく上で、新たなそういうシステムを積極的にこの議会として検討して導入すべきではないかと、こういう前向きな御発言があったわけですけども、これはこれとして、こういう分散型のシステムを導入するに至った背景として、これは結論になるのかもしれませんが、また、先ほどの上杉委員の発言とも重なるかもしれませんが、もともとはこの執務をしながら工事を中断することなく、この機械室を使っていく、そしてこの工事をして行くということで検討会は進んでいるわけです。先ほど、上田委員の方から一時この中断をしてというような発言があったんですけども、私はそのようには認識をしておりません。執務はしながら、ということをございまして、結論から言うと、結局工事をしながら、この空調機を使用することができないという、その山本先生の御判断と共に、この分散型の新たなシステムという提案をなされたのかどうなのか、この1点を聞かせていただけますか。

◆橋尾泰博 委員長 各論の質問に入っていっていますけども、ちょっとお待ちください。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 ちょっと桑田委員は誤解をされているように僕は思いますけれども、僕は一時中断というのは執務を中断という意味ではないですよ。あの空調の関係を一時その使わん時期に止めてというかたちの中断という意味ですからね、執務を中断して工事をするという考え方ではないということだけを申し上げておきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。それでは、各論の質問に入ってきていますけども、先ほどの桑田委員の御質問に対する。

○山本浩三 参考人 すいません、ちょっと今。

◆橋尾泰博 委員長 分かりました。じゃあ、桑田委員、もう一度要約して質問してください。

○山本浩三 参考人 御指摘の点をちょっと上田委員の発言とちょっと頭がまわらなかったんで、もう一度すいません。

◆桑田達也 委員 はい。簡単に申し上げますと、その山本参考人の新たな分散型のシステムの導入ということは次のステップとしても、それに至った経緯としてその空調機ですね、利用できない期間等もあるわけですけども、その使用することがまず前提としてできないんだとそういう判断のもとで新たなそういうシステムの導入ということの検討に至ったのか、どうなのかいうことをまず、はい。

○山本浩三 参考人 よろしいですか。

◆橋尾泰博 委員長 山本参考人。

○山本浩三 参考人 はい。それにはわけ、ちょっと長いわけがありまして、住民投票をやる前で、前に県の連合会の方から、この免震改修案は37億かかるという報告書が出てきました。そのときにね、しかもその中で免震工事の部分が18億もかかると、そういう数字も出てきているんです。坪100万以上もかかっている、普通の倍どこじゃない金額が平気で載っているんで、そのときに記憶しておられると思うんですけど、5階建て駐車場を建てるとかね、エネルギーセンターを本庁舎の真ん前に置くとか、そういうこともあわせて、景観の問題も全体のこの配置の合理性の問題も、価格の問題もこれはちょっと信用できないなと思ったのは私の実感です。そのことを、じゃあ、公の場所で話し合いをさせてくださいと、なぜそんなに高くなったのか、それも聞きたいという申し出も上田議員を通して一度以上に申し入れたんですよ。私は、まだその頃は、機械室に入れるような状態ではなくて、私がこの市役所の周辺をうろついただけでもうさん臭そうな顔されるような状態だったですから、住民投票が終わって、市長さんがもうこれからは市民のやり方でやるんだということをきちっと言明されてから、もう途端にどうぞ中に入って見て下さいとか、図面も見て下さいということで、正式な図面もそのときにいただいた。それで、まず私はもう大急ぎで地下室に入って見て、それで驚いたんですよ。つまり50年前に建った空調のシステムが、基本的にはそっくりそのまま使われていて、それで、古臭い物があるなということがね、まず1つ分かりました。それから、もう1つ分かったのは、今あるそのエアハンドリングユニットという送風機ですけども、それが柱の、2本の柱があるんですけどもそれにぴたっとくっついて、もうそれは何とか動かさないと工事が出来ないということも、中に入って初めて分かりました。それで、私はそれは一見すればすぐ分かるので、すぐにその対策はいろいろ皆で私のチームで相談してそれなりに外に持っていかとか、いろんなことも考えていたんですけども、それと同時に、設備の方の我々のSPCというスタッフから、スタッフって言いますかパートナーから、こういうことをやれば、一石三鳥だよっていうような意見も出てきて、じゃあ、至急に詰めてそんなことをしなくてもその方法を取ればいろんな点が全部解決して工事も楽になるし、一時空調を止めなくても出来るし、実は今、あちこちで皆さんが使っているシステムを、ちょっと工程の中で調整してやればいいだけのことで、私はどういう工程でそれが出来るかっていうことも、余計なおせっかいかも知れませんが、きょうお持ちしてですね、ごく自然にそういうシステムが今度の工事の中にきちっ

と組み込んでいるような問題を容易にするシステムだということまで、それなりに検討したつもりです。だから、私とその機械室の中に入れなかったということは、それは私はとにかく強引に入れてくれとか、図面もくれというようなことを市に要求しなかったのが怠慢というか、出来なかったのかもしれませんが、私はそれができるようになった時点で、すぐにリアクションを取って、いろんな対策を考えたつもりですので、むしろそういうことを私にさせなかって情報不足になったということは、今さら誰の責任かということはいえませんが、やや複雑な心境です。こういう状態のことが分かったわけですから、これもそのときに市の議会の方からこういう状態になっている図面もいただきましたし、今の50年前の図面で寸法の入ったものもいただいて、上にそのダクトがあってそれがどういう具合にすればいいかって技術的な検討もできるようになりましたけれども、それまでは私としては情報が得られない状態にあって、できるだけ皆さんと意見を交換して問題点をクリアにしようと。もし、県の連合会の方の提案がね、僕もはっきり知りませんが、私がそこで一緒に議論をしていけばもう手を挙げてそれを賛成しています。それで、そんな議員の方が分からないのは当たり前ですよ。そんな分散型のヒートポンプと言ったって、どんなものかは、本来は分からないんですから。そのときに県の人たちが、今、私が言っているようなことをきちっと説得されればそんな議論はなかったと思いますし、これだけのレポートを僕は持っている。全部数日で作って、皆さんにお見せしているわけですから、誰の責任というわけではなくて、やっぱり残念なことだったと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。ちょっと議事を整理させていただきます。先ほど、山本参考人の方から、この条例案の折に審議の資料として提出されました19億9,670万の総括的な基本的な考え方、あるいは積算に対する概算の根拠等もお伺いをいたしてまいりましたが、質問が個別の案件に入ってまいっておるようでございますから、先ほどの山本参考人のお話に対する質疑を打ち切らせていただいて、これから具体的に質疑を進めさせていただきますというふうに思います。各委員の皆さんからたくさん多くの質問をいただきました。また、回答もいただきました。それで、まず最初に、この現本庁舎の耐震改修についてということを中心として回答をいただいたことについてのまだ聞きたいことがあるとか、先ほど、桑田委員の方から出てまいりましたけれども、耐震改修についてのあの設備なんかの問題ですね、そういうことも含めて、本庁舎の耐震改修についてということを中心として御質疑をいただきたいというふうに思います。どなたからでも結構です。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 先ほどの質問とも重なりますが、ちょっとまたあんまり細かくなってもいいけませんので、先ほどの山本参考人からの御回答について対して一言だけ申し上げたいと思いますけれども、まず、この地下の機械室に入れなかったというこうとについて、強く市の方に申し入れをしなかった、御自身の怠慢ということもおっしゃったわけですが、最初の委員会の中でも執行部の方からはそういう申し入れはなかったという発言もありますし、私、今回の質問の中で提出者であるこの会派結と、そういう連携なりですね、そのことはどうなんですかということも質問をさせていただいておまして、それに対して山本参考人の方から総理解を得ながら進めてきたのだという回答もいただいております。ですから、今にな

って、私その地下室に入れなかった理由とかおっしゃられても非常に当惑をするわけですが、そこで1つだけ、改めてもう一度伺いをしたいことは、結局、先ほど参考人からは最終的には地下室を見て総合対策を検討せざるを得なかったんだというような御発言だったわけですが、要するに機械室それ自体を使いながら、工事をしながらの工事は、この執務は不可能であるということによろしかったのでしょうか。その1点についてはどのようにお考えですか。

○山本浩三 参考人 よろしいですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、山本参考人。

○山本浩三 参考人 最初から言っていると思いますけれども、もちろんなんて言うのかな、柱が邪魔になってね、特に2本の柱があるんですけど、そこの部分の頭をカットして、そしてそこに免震装置を入れるためにはどうしてもその大きな送風機とフィルターとかがくっ付いた部分をのけなければいけないということは、もうそれを見て一目瞭然で分かったんです。それで、ただ私が、とりあえず事前に想定していたのは、設備のエアコンとかね、配管関係、給排水とかはだいたい20年が寿命なんで、あの建物は50年前に出来ていますからもう当然何かの変更をしたり、改良したり、いろんなことが、どの程度までやっているかということは想像の域でしかなかったわけです。それで、つい最近になって入ってみたら、実は旧態然とした吸収式の空調機とそれからA重油を使ったまた、あれを使うね、エネルギーの空気を汚す張本人みたいなのが暖房をつかさどって、それで、冷凍機は吸収式冷凍機を使って水でやって、能率の悪いものをやっているということがすぐ分かりましたのと、それからその柱が邪魔になってということが両方、こうショックというかありましたんで、私自身は、もうすぐに図面も全部寸法もいただきましたので、今までは寸法の入った図面もなしでやらざるを得なかったんで、そういうものもあったので至急にいろいろ会議も東京でやりまして、もう大至急に今の案をやるということになったので、その理由を僕あんまりとやかく言うと、いわゆる住民投票のときは双方が非常に殺気立っている状態もありましたし、情報も必ずしも開示しないでこの建物免震案が37億かかるという、そういうとんでもない提案が出てきたり、50何億かかるという案を出された方もあったり、60億かかるっていうようなこともあったり、そういうのを、ビラで見ると市民はそんなもんかなと思っちゃうような、でもそれに対して公に反論するとか、意見交換をして何でこうこうやる、そういう雰囲気ではなかったんですよ。だから、そういう中で、私がこの資料をいただきたいとかね、それから機械室に入ってよく見させてくれっていうことは言わなくても会議自身あって意見交換すること自身が時間もありませんから2、3度ありました、それ。私が公のところではいろんな疑問を投げかけたりというようなことも上田議員を通じて僕は申し込んだんだけど、結局時間がないからということと、それから何だったか、連合会の方と会おうとしたときも、あのときも、もう、例えばちょっとしたシャポーみたいなものをヘリポートと間違えたり、いろんな誤解もあったなかで積算が出てきたりしているんだけど、そういうことに対して、私が傍聴席にいまして、あまりにも。

◆橋尾泰博 委員長 山本参考人に申し上げますけど、できるだけ簡潔にお願いいたします。

○山本浩三 参考人 はい、すみません。はい、分かりました。そういうことができない状態だっ



たので、その責任はなかなか私の力不足だったと言えそうなんだけど、やっと住民投票の結果で、それができるようになったので、できるだけいいものにしようというのがこれからの僕は課題かなと信じているということです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほか、はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 免震ということについての私からの質問はございませんし、議事の整理めいたことを私の方から申し上げて恐縮なんですけどね。委員長、どうもやっぱりどうしてもいろいろな経過の中で、やむを得るところがあるかもしれませんし、山本先生も、反省されえでもええところを反省されたりもしておりますけども、前回の特別委員会と、ややもすれば同じ議論の繰り返しになる感じがしておりますね。私はやっぱり山本先生の将来展望の中で、いいものをつくりたいからという気持ちは大いに結構だと思いますし、専門家としてそう思われるのはしかるべきだと思いますよ。ただ、上杉委員さん皆さんがおっしゃっていましたように、1つのけじめとして住民投票という重たい行為をしたということ踏まえた中で、できれば限りなく20億8,000万に近づいた設計に思ってここを仕上げるというのがやっぱり市民の負託に応えるということになると思うわけです、一番。だから、そこを大事にしなきゃならんですから、そういう議論をなさっているんだろうと思いますけども、私、山本先生に、これだけたくさんの質問を皆がして御回答をいただいております。この回答の中で、山本先生の指示も、だいたいおおむね理解がつくところはあると思いますし、したがって、山本先生には再度お尋ねするんなら、この経費は入っていますか、この経費は載せていません、それも見ていません、これだけは見えていますと、この数字の中にこれとこれとは入っています、その他は入っていません、ということだけを明確に確認いただけたら次のステップに進んで、例えば20億の設計組んでみたら、大変厳しいとんでもない安い設計になったとか、高い設計にはならんと思います、先生自体が安い方でしているというふうにおっしゃっていましたからね、そういうふうに進んで、もしそれでなかなか、例えば厳しい設計だから大変無理だということになれば、これ、検討委員会でも執行部とでも一緒になってこの前も申し上げましたように、市民の皆さんの一定の合意も得る必要がございますけれども、次のステップに進むと。まず20億を、限りなく20億8,000万円になるような先生が見積もりをいただいとる中身の把握、どれ、どれだっていることを、まず確認できたら、それはこの検討委員会でもなくてもやっぱり執行部と山本先生とでも、例えばですよ、それが今の段階でできるかできんかということは問題がありましようけども、そういうかたちでも、先生、これは入っていますかと、そいつは入れとらんがようとか、そいつは入れとるとかということの整理をして、1つの20億、8,000万は設計費ですから20億の中に何と何とが明確に入っています。それとそれとを入れていませんということを確認にまず、山本先生、大変御苦労かけておるわけですから、これだけの質問それ以上に質問しても、堂々めぐりに、私なるような気がしますから、そういう整理の仕方をしていただいて、前向きに、方法としては執行部がいいのか、検討委員会がいいのかは議論がありますから、これは委員長の御判断なり、皆さんの御意見でいいんですけどもね、そういうふうにしていただきたいというふうに、私は強く思いますんで、えらい質問でなかったですけども、よろしくお願ひします。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほか、現本庁舎の免震改修についての御質問ありませんか。それではないようでございますので、続きまして、新第2庁舎に対する御質問等もたくさんいただいております。その回答等について、まださらにお伺いをしてみたいというような御質問があればお願いをしてみたいと思います。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 はい。質問の回答についての質問っていうわけじゃないんですけども、これ、この今回の委員会での検討の基本となる考え方の中で、新第2庁舎は表の中には決定後に候補を決めると、免震か耐震か決めるというふうになっておりましたが、その下に参考意見なりで、その概算費用は免震で概算していますというふうになっています。ところが、参考人のこういう提案って言いますか、これを見てもう制震でずっと積算って言いますか、その費用を出しておられると、前回来られたときに、本庁舎のことを言われたときに、免震というのは地震に対して大変最適な方法なんだということを言われておられました。ところが、じゃあ、第2庁舎それこそ防災拠点にするという新第2庁舎を最適ではない制震にするという考え方と、それと一番最初に、今回我々としてはお聞きしたかったのが積算したその免震で積算したというふうになってるのが、そこを聞いたかったのですね、その免震の積算額がどういうふうな積算をされているのか、制震ではなくて、今回制震というのは、山本参考人はこれがいいんだろうということを出されたというふうに思いますけれども。

○山本浩三 参考人 いや、全然まだ。

◆島谷龍司 委員 じゃ、それはそれで。

○山本浩三 参考人 正式に。

◆島谷龍司 委員 ですから、先ほど言ったように参考意見の中では、やはり概算費用は免震で概算しているんだというふうな前提があったにはかかわらず、今回ずっと制震での話が行われていきますんで、その点の考え方をちょっとお知らせください。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それでは山本参考人お願いいたします。

○山本浩三 参考人 はい。私は、第2庁舎については、終始構造形式は第1号議案も同じことを言ってますけども、設計はすべて設計時にどういう構造化は決めるということが書いてあります。それはもう全く不自然ではなくて、第1号議案の場合でも1枚の配置図ぐらいある段階で、鉄骨にするとか、鉄筋にするとか、免震にするとか、制震にするとかそんなことは言わない方がいいに決まっているんですよ。一番あったものにいろんな条件を決定しながら設計の時点で決めるというのが普通の我々のあれで、もともと縛りをかけてどうしても免震にしなきゃいけないとか、そういうことは僕はしない方がいいと最初から思っています。それで、参考値に、免震の費用で入っているということについて、私の知識から一定の知見として申し上げますと、制震ということは、一言も私言ったことはありません。いわゆる耐震構造か、あるいは鉄骨か、あるいは免震もあるかもしれないし、でもそれぞれにいい点と悪い点があるんですよ。それで、そんなもんを、しかも例えば参考図で持ってきましたけど、それをね、本当に設計に入ってから、一番この工法はどれが向いているかということを設計の一番最初の段階で検討するんですね。それで、例えば免震のいい点は建物の揺れを少なくして丈夫にすると、それで若干コストは高いです。それで、免震のレトロフィッティングの場合は、もうそういう方法でしか方法が

ないからレトロフィッティングは免震でやっているんですが、新築の方は免震、両方免震にすると両方のこう揺れが大きくなるんですよ。それで、そういうことにすると、そのブリッジが今あるようなところを両方が、こうこっちはこっち、こっちはこっちと揺れると非常に処理が難しくなるというのが技術的な問題があります。それから、鉄骨でやれば断面が非常に小さく済むんで、例えば今事務所の環境として、できるだけ効率のいい事務所にして、こういろんな変更ができるとか、なんかいろんなことが備わっていればいいということであれば、鉄骨にして柱の数を減らせば同じ床面積でももっと有効に使えて柱は小さくなると、そうすると地下の駐車場の考え方ももうちょっと楽になるとかね。それから、鉄骨と制震構造というのは一緒になって、つい最近私も鉄骨造の制震構造の高層の建物を設計しましたが、やっぱり柱の数が少なくなくなって、邪魔物がないというようなことのメリットがあります。ただし、今回の場合は、それといわゆる一般の耐震構造、コスト的にはほとんど変わらない。それで、免震の方が若干高い。それで、なぜ若干高いかって言うと免震構造にすると地下にお金がかけると上に入力が減りますから、上はむしろ安くつくれるんですね。それをバランスさせるとほとんど変わらない、ちょっと免震の方が高いかなあということはあるんだけど、今回は相互の揺れというようなことも考えて免震に特にしなくても、耐震構造でも今の5階ぐらいの建物なら、十分に耐震でも今の新耐震基準にもとってやればね、コンクリートの耐震構造っていうのは非常に業者さんにしても変更も簡単だし、いろんなことがやりやすいんですよ。だから世の中には耐震構造がもう大部分占めて、それが5階ぐらいの建物なら、だいたいそういうことでやっているんで、一般的な方法でもいいんじゃないかと。それから、もしスパンを大きくして柱を細くしたいのであれば、鉄骨構造にある種の制震構造をミックスしたような恰好でやる方法もあるんじゃないか、それはコストはそんなにどっちから、今商工会議所は鉄骨造ですけどね、あれが鉄骨であっても鉄筋であっても工期が若干短くなるとかね、鉄骨、そういういろんなメリットがあるんで、そういうの、こう相互的なことをやって最後に決めていくんで、あんまりもともと縛りがあって免震でやると言っていたよっていうようなことで縛る必要はないし、第1号議案こそ、本当に全部工事に入ってからそれは考えますっていうことだって、じゃあ、どっちになったらどれくらい高くなる、安くなるっていう議論を詰めたって、堂々めぐりの議論で、それは設計に任せばいいというぐらいの気持ちでいていただいた方がいいと。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 参考人が言われていることは当然我々も分かって聞いているんですよ。最初からその表には工法は後で決めるというふうになっているわけですから。それで、先ほど言われたように若干免震が増えるというふうなことはありますけれども、私たちが聞きたいのは、そんなんじゃないかと、一番委員長もたぶん参考人をお願いするときに説明していると思うんですけども、あの表の中で先ほど上紙委員が言ったように、住民投票の時点で市民の皆さんにお示ししたのについて今回お聞きしたいということでお願いしていたわけですから、今回の、何て言いますかね、私も縛りを絶対全然しているわけじゃないです。第2庁舎のつくり方について、免震でなきゃいけないなんていう縛りなんかしていません。先ほど、参考人が言われたようにその場その場で違うと思いますので。ただ、この市民の皆さんに説明する上で必ず出さ

なきやいけないのは、その条件の中で20億8,000万というのは出ているわけですから、免震で概算されたのであれば免震で概算した中での、その内容を我々としては説明して欲しかったと。そうしないと、そのあとで、先ほど参考人が言われたように、この部分は制震の方がさっき共振があるとか、そういう技術的な問題が出ると思います。それは後の問題であって、我々はまず20億8,000万というものを何が入って、何が含まれてなくて、どういう工法で計算しましたよということを市民の皆さんにお知らせしてから、それから次の段階として参考人になり、ほかの第3者なり、どういうのが一番いい耐震化の方法なのか、あるいは機械設備はどんなのが適切なのか、それは次の段階だと思うんです。ですから、最初に我々が市民の皆さんにお示したものについての概算なり、そういうのを説明をして欲しいということで、私は、委員長はそういうふうに申されたと思って、この場に来たんですけども、やはり前回と同じように堂々めぐりになりますんで、先ほど、上紙委員が言われたように、その時点で何が入って何が入ってなかったのかとかですね、そういうしっかりとしたものを出していただければ、またそれはそれでその次の段階に入れるのかなと思いますけども、先ほど言われた新しい提案ではなくて、今言えばその制震はあくまで施工段階での新しい提案になるわけですから、だからあくまで検討会、あるいは条例案のときの概算等をこの場ではたぶん無理だと思いますんで、また免震での概算をされたときの金額なりそれをまた教えていただければなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと整理させてもらいますけども、今、島谷委員の御意見も分からんわけではないんですけども、今言われていることは基本設計とか、言えば実施設計の段階で議論するような話だと思うんで、今の段階でちょっと先行しすぎるとなという感じがするんで、ちょっとそこら辺を整理させてもらいたいと思います。

◆島谷龍司 委員 はい。あの、私。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと待ってよ、まだ指名してないよ。上杉委員。

◆上杉栄一 委員 こういうことだと思うんですわ。比較対照表の中、さっき島谷委員が言っていたのは、いわゆる免震の単価で出している数字が、この度先生の方からは耐震の数字が出ているけども、数字が一緒なんですわ、確か。はい。ですから、一般論からすると先ほど先生がおっしゃたように免震工法の方が単価的には高くなる、それから耐震の方が安くなるにもかかわらず単価が一緒だっていうことについてのそのことだと思うんです。そのあたりの考え方をちょっとお伺いします。

◆橋尾泰博 委員長 山本参考人、お願いします。

○山本浩三 参考人 ちょっと別の例で、皆さんの御質問の中に地下駐車場はどういう具合になっているかを事例を説明して欲しいとおっしゃったので、これ事例で説明させていただく中に、この構造はなんの構造ですかね。今、このこれが駐車場の床の構造です。それで、こんなのは設計者は、これはフラットスラブという構造ですけども、そんなことをいちいち説明してやっているわけじゃなくて、これははりがなくて天井の高さを低くするためにやるための1つの工夫で、だからここ別に僕はフラットスラブと呼んで、実際の見積もりはフラットスラブで見積もっていますよ。ただ、一々その構造でも、免震は免震で1つの固定した考えじゃなくて、免震いろんなものをミックスされたりしているし、それから免震と耐震構造でやっても、坪単価

80万で全体の中で吸収できる程度の差が出るだけなんです。だから、一々その中の坪80万の中に構造費用が免震にしたらどれだけ上がって、制震にしたらどれだけ下がってという構造だけで決めているんじゃないんで、我々は全体を通して、80万で収まるようなもので一番いいものを考えるっていう程度で、そんなに大きな差が出るわけじゃないんです。それと同時に、公共建築の1.5の重要度係数だって、一々重要度係数を今積算するわけじゃないけど、経験的に数パーセントは鉄筋が増えるだろうと。だから、そういうものを一々全部、今の段階から明細まで出してやるほど精密な見積もりではなくて、免震、レトロフィッティングというのは非常に高い工法ですけど、現場でやる免震、今これとまったく同じで県庁の前にやっている後やりの免震はほとんど変わらない費用で坪60万ちょっとでありますからね。そんなに免震やったからここは幾ら幾ら、何千何百円高くてどうこうというんじゃないんで、全体として一番いいものを選んでコストも調整するという考えで、一々免震の部分が、それは明細は少しずつ違うと思いますけど、そんなに大きな額で比較する程でもないし、住民はそんなことは全然知りませんよ。ほとんど関心のない事項で、それは設計者は設計のときに一番いいのをやってくれればいいじゃないかということで、その見積もりが免震に基づいているか、どうかというのは、特に後やりの免震の場合はほとんどは変わらない、ちょっと変わる程度のことです。したがって、高くなった分だけ上が安くなるというようなことで、バランスですから、さっき言ったように60万円ちょっとぐらいで高級なマンションも実際に鳥取のすぐそこでできていますから、そんなときに僕は免震にしたからなんぼ高くなったというよりも、トータルとしてほしい坪60万ぐらいでおさまって入札でそれが決まったということですから、あんまりそこを、目くらまを立ってその差額が、じゃあいくら、何千万円浮いたとか、そこまでやる程度の詳細設計はまだ全体的にできていませんので、その辺の誤差はもうほとんど吸収できるような、じゃあ、大理石を石に変えたら、コンクリートを石に変えたらなんぼかかるんですか、それは、追加予算はいくら出ていますかというような、それに似たようなちょっと細かいコストの情報だと僕は思います。任せておいたのが一番いいんじゃないですか、それは。そんなに大きな、何割も違うあれじゃないですから。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 山本参考人ではなくて、委員長の方にちょっとあれなんですけど、先走ったというふうなことを言われていましたけれども、私が言いたいのは、今回、こうやってお話しする上で、免震でその概算するというふうに出ていたのが制震のお話が、制震と言いますか、鉄骨のお話が出ているから免震の方のお話をしてくださいと言っただけであって、そんな基本設計だなんだなんてことはまったく言っていないよ。それと、ちょっと参考人、私に言われたか、上杉委員に言われたか分からないんですけど、私もそんな全然そういう細かい話を求めているわけじゃないんです。先ほどから言いましたように、参考人か、結の上田委員の方が出されたのか分かりませんが、概略、概算としては免震で出していますというふうに出ているわけですから、私はそこで免震の、免震での山本参考人の説明があれば、それはそれで免震の説明だなというふうに思えたんですけども、その前提が全く無視と言いますか、今言われたように施工段階での話にもう参考人の方はなっているわけですよ、いい方をしたいというふうに。

我々は、まず求めているのは先ほどから言っているように、条例の、投票条例の時点での話をまずはお聞きして、それから話をしようということですので、私、先ほど参考人が言われたような細かい大理石がどうだとか、差額はどうだとか、そういう話をしようというふうに思っていないです。ですから、先ほどから言っているように、免震という前提条件ですよ、縛りじゃないですよ、前提条件があったのに鉄骨になっているから、なぜなんだという話を聞きたいだけであって、そんな細かい話を差額はいくらだ、どうだというのを、全くそういうことを聞くつもりもないんで、先ほど、どちらに言われたか分からないんですけど、私はそういう意味で聞いたわけです。

○山本浩三 参考人 はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほか、あれです、新第2庁舎についての御質疑ございますか。はい、副委員長。

◆房安 光 副委員長 機械室がないんで、なんででしょうかという質問を私、出したんですけども、先ほどの説明で、実際今の建てる予定の状況ではいらないうんと、空調設備。それで、それは分かりますけども、私が機械室と申しましたのは、この本庁舎の機械室というのを想定して受変電設備であるとか、あるいは水に関する設備ですね、まず電気の問題ですけども、これは向こうは一応防災の拠点ということで、私は、電源は独立していた方がいいんじゃないかという考え方をしています。先生としてはここから持っていけばいいと水にしても、というお考えなのでしょうか。

○山本浩三 参考人 いや、それはまだ決めていません。設備を、

◆橋尾泰博 委員長 すいません、マイク使ってください。山本参考人。

○山本浩三 参考人 建物の中に、今、坪80万というのはそれなりの設備も全部入っての御値段です。ただ、機械室がどこにあるかということは、今後決めていけばいい問題で、今ある、例えば受変電設備をそのままの大きさを持ってくれば、例えば、今、ガスのヒートポンプを使うと電気の容量はずっと減るんですよ。そうすると、今ある受変電設備は余るんですね、そうすると、それを使ってそのまま持ってくればコストセービングになるわけですよ。けども、じゃあ、それがいいのか、あるいは独立の電気室を建物の中に書くのかどうかということは、まだ我々の方も今の段階、設計もやってないのに書けないですから、余計にそんなもの分からないものは書くようなことはしないで、設計でそこに、それはどの階にくるか分かりません。屋上の階にくるかもしれないし、既存のあれを使うかもしれない。それはさっき言ったように、ヒートポンプにしてガスのエネルギーを使って電源の容量はずっと減ると、新しいものの負荷が減るとか、いろんな関係で設計の段階でその辺をいろいろ考えて機械の位置も決めたりするので、決まらないものを書いてしまうと、なんだこんなもの、変わったじゃないかなんていうことを言われかねないので、空調についてはいらないうです。空調は屋上に室外機を置いて、それと冷媒管で各部屋にこういう吹き出し口のところにつなげばいいんで、機械室はいらないうタイプなんですよ。だから、露天の屋上の上に置けばいいから機械室はいらないうんですけど、その他の電気室とか、ポンプ室とか、それについてはまだどこに置くかはこれからの設計の問題で、決まってないというのが実態です。ただ、コストは見てありますから、どっちに置くかは

別として、必ず必要なんですが、コスト自身がさっき言ったような方法で減る可能性もありますけども、そのことまではまだ細かくは足したり引いたりはまだしてないで、頭の中でいろんなことがまだめぐっているという段階です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、副委員長。

◆房安 光 副委員長 すいません。あと2点お願いしたいんですが、1つはこの新第2庁舎の延べ床面積の問題です。防災の拠点として500平方メートル、これを除いて3,150平方メートルですか、これはここの2階部分とそれから今の第2庁舎の面積を足したものであるということですが、御承知のように今の第2庁舎、第2庁舎それから2階部分って、大変狭隘な執務スペースになっております。それで、これを足しただけの延べ床面積でバリアフリーにも適応するような執務スペースが本当に取れるのかどうかということが1つ。それからちょっと駐車場の方面にもまたがるんですけども、先生が14日、6月14日にお持ちになった図面の中で見ると、本庁舎と新第2庁舎の間の動線というのが非常に長いんじゃないかというふうに感じられるんですね、本庁舎側に出入口がない。それで、ふれあい広場を通過して、それからスロープを通過して第1庁舎の方に行かなきゃいけないというように図面上は見えるんですけども、この点いかがでしょうかと、この2点お願いします。

◆橋尾泰博 委員長 はい、山本参考人。

○山本浩三 参考人 はい。ちょっと2番目の方から、じゃあ。私どもの方で駐車場の平面図も参考に一応皆さんにお配りしました。ただ、これですかね、この部分だと思うんですけども。実際には、ここにいわゆる消火の機械室等が入っているんですけど、ここに階段が実際にはつけることになっていまして、

◆房安 光 副委員長 本庁舎側の方ですか。

○山本浩三 参考人 もちろん。それで、それはたまたま書いてないんですけども、設計する段階、これはもうあくまでも大きな概念図ですので、ここにも階段がついて、ここから出ると正面の近くにすぐ出れるようにもなっていますし、こっちにも出られる、それでこっちにも出れるしということで、複数の出入り口は設けています。ただ、車の出入口はあんまりたくさんすると管理上いろいろトラブルもあるので、管理上は後ろの方に集中しております。それから、最初の御質問は。

◆房安 光 副委員長 もうちょっと今の方で、(聴取不能)

○山本浩三 参考人 いや、それは2つの方法がありまして、1階から移動する場合には1階で、この場内道路を区切って行けばいいんですが、3階に空中回廊がついていまして、一応、その3階が連絡階になっていまして、例えば4階の方が隣に行く場合には、3階に下りて3階にある連絡通路を通過して、ここに模型を見ていただければちょっと、その簡単な通路が。さっきの免震の問題でちょっと気になったのは、ブリッジがこう下に振れると構造的にちょっと不安が残るというような意味はそのブリッジのことなんですけど、一応、ブリッジでつながるか、あるいは1階でつながるかぐらいでいいんじゃないかということで、もっと付けるということであればそれは付けられますけども、それこそ、その辺は設計に入ってから考えていくという内容です。

◆房安 光 副委員長 第2庁舎の延べ床面積は。

○山本浩三 参考人 第2庁舎の延べ床面積は3,650平米で、その内訳については前から何度か御説明しているんですけども、本庁舎から減築をした900平米の分をそこで回復するというのと、それから今までの第2庁舎の2,250平米をそこはちょっとやや危ない建物なんで、そこから移動していくの2,250平米とそれから危機管理センターを500平米は新規に追加しようと。それで、そのボリュームを合わせると3,650になるということで、それはあくまでもプログラムで今の図面をこうはかってみたらなんぼあるという話ではなくて、もうここに書いてある寸法も仮に模型を作ったり、そういうために書いたようなもので、こういう細かい寸法までが全部固定してしまえば、もう、基本設計ができる段階のことです。そこまでは全く我々はそう関心が深くありませんで、寸法の調整は今後やることで、与えられた計画面積として3,650にしていると、それは予算を出すための80万/坪の単価に掛けるための面積ですし、そういう意味合いです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。駐車場の方にも行っていますけども、このふれあい広場並びに半地下の駐車場についてもいろんな御質疑がございました。これについてさらにお伺いしてみたいという点のある委員の方はどなたからでも結構です、御質問いただけますでしょうか。それぞれ質問に対する回答は皆様、目を通していただいているというふうに思っておりますが、よろしゅうございますか。よろしゅうございますか。はい。それでは最後に、その他の方の質問も何点かございました。この点について、さらにお伺いしてみたいというような点がある委員の方はいらっしゃいますか。この点もよろしゅうございますか。

◆房安 光 副委員長 1つ、じゃあ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 まず、きょうのこの議論の経過の中で、先生は設計金額というのは、それは日本の慣習でありあまり意味がないだろうと、やっぱり実勢価格でやるべき、

○山本浩三 参考人 検証価格という。

◆房安 光 副委員長 はい。ということでしたね。それで、通常、建築士、設計士の方が設計をして、金額入りの設計図書というのがございますよね、それで内訳がずっと書いてあります。それが一応設計金額ということだろうというふうに、私は、理解はしているんですが、先生のところで設計をされて金額を入れる場合、どのような方法でされているのかというのを1つ。それから、これは技術的な問題になりますけども、この本庁舎の耐震改修で建築士事務所協会は、柱を補強しなきゃいけないと、あるいは基礎も補強しなきゃいけないと、よって機械室というものが使えなくなるんで、これは外に出すという基本的な考え方があります。それから、くいも今のままでは脆弱なんで、増しぐいをして補強すると。それで、建物自体が、エレベーターがコアになっているという関係で揺れ方のねじれに対して非常に弱いと。そのために外部にプレスをやるんだという説明を受けたわけでございますけれども、先生の方のただいまの考え方ではそういうことをする必要はまったくないんだと。ただ、柱頭免震にすればそれで収まるというものすごい差があるんですけども、この考え方についてちょっとお示しできればお願いをいたします。この2点です。



○山本浩三 参考人 はい。

◆橋尾泰博 委員長 山本参考人。

○山本浩三 参考人 はい。お答えします。最初の私が設計する場合の値入れのことですけれども、私は基本的には全部実勢価格を今までの経験、たくさん仕事をしていますので、その中から拾い出して最初の段階は、基本設計の段階はそれから大ざっぱなくくりをして概算をします。それで、実施設計の段階は、今度は具体的な、例えば大理石が何平米あるとか、コンクリートが何立米あるとか、鉄筋が何トンある、全部分かりますから、それも実勢でやります。決して教科書に書いてあるようなものをやったらそんな建物を建ててもらいたくないと言われるぐらい高くなっちゃいますから、それで自分たちの見積もりをやって、それで入札、基本的には入札にかけます。そのときには、私どもが実勢としてやったものが正確であれば基本的にはそれで落ちるんですけども、今はかなり皆さんお金を渋っている時代なので、競争でもわりに安く出てくる方も多いんですよ。それで、それを我々がめて、安く、よっぽどダンピングしているんだったら別ですけども、それはオーナーとすれば安い方がいいに決まっているんで、我々が設計した価格にだいたいあってくれば信頼も得られるし、そういうものだけど、それよりもさっき言ったような、いわゆる役所内部で通用している設計者価格を入れて、そうすると必ず見積もりをどんと下がったものが出てきます。山本さんの見積もりはインチキだなということになっちゃうんですよ。それが実際の世の中の実情ですから、僕らはできるだけ地域によっても違いますし、時期によっても違う、鉄の値段も上がったたり下がったりしていますから、一時、例えばトン8万円だったのが12万円になったりね、今は例えば上がっているんですよ、ちょっとね。それで、そういうのも時勢を見ながらこの計画だって、実際に図面ができる頃の実勢価格はかなり上下しますから、それにあわせて流動的に様子を見て作るというのがプロの仕事です。だから、固定した何かをとという考えではやりません。それから2番目は、

◆房安 光 副委員長 事務所協会の耐震設計の感じと先生の耐震設計の考え方というのが随分違うものですから。

○山本浩三 参考人 そうそう、それはね、まったく同じです。私も免震設計する場合に、はりも補強しなきゃいけないし、くいも補強しなきゃいけないし、いろんな補強しなきゃいけないところが細かい解析をやって出てきます。それで、それをやる前は、どれぐらいの補強がいるか、いらぬかというのは誰もまだ断言できないんで、そのためにはまだ構造解析もしていませんから、もつかもたないか、補強をするかしないかということはあれですけど、一般的にはだいたい必要になります。僕はそういう必要性がないということは誰にも一言も言ったことはありません。それは細かい技術的な内容なんで、一々それを免震ということにはだいたいそれは入った費用ですから、免震をやることによってちょっと荷重が増える分もあって、そのためのくいを増やすとかですね、それから床に力がかかってきてそのためにはりを大きくするとか、そういう費用があるので、ただ、土の中のことだけやるんだけど、結構高いものについて平米11万とか、12万になっちゃっているんですね。ただ、上の方は、さっきねじれの話をされましたけども、基本的にはこれは構造の人達とも意見交換をまだ大ざっぱにやってる段階では地震の入力がもう3分の1ぐらいに減るんで、そのねじれなんかの問題になるようなことはないだろ

うということを想定していますけども、それはやっぱり解析の結果がないと、あまり、いやそれはいいかもしれませんともいえるとも今は言えないというのが実状です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございました。はい。

◆房安 光 副委員長 じゃあ、そういうふうに構造的な解析は全くせずに、それは今の積算は技術的なものはやってあるんだということですね。はい。

○山本浩三 参考人 設計以前の、設計をしだしたらね、このボランティアでは全て出来ない。

◆橋尾泰博 委員長 すいません、マイクを。

○山本浩三 参考人 その内容はまさに設計行為そのものなんで、そこまでは我々も費用が持ちませんので、経験をもとにして、だいたい概算をしているというのが今のあれですし、どこの会社でやってもそんなの無償でやるなんて所はあり得ないと思います。

◆房安 光 副委員長 もう1点、ちょっと執行部にお伺いしたいんですけど、公共工事として発注する場合に、今先生が言われましたような実勢価格、鉄の値段とか、コンクリートの値段とかということをやると、だいたい例えば落札価格は100%くらいを想定できるわけですけども、その公共工事としてそういう積算をしてそういう発注をするということは可能なんでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 はい。お答えします。まず設計単価の出し方でございますけれども、設計単価自体は国土交通省が示している方法で出します。あくまでもその市場単価をにらんでと言いますか、市場単価に沿った設計書を作りますんで設計書がイコール本来であれば100%が契約額という考え方でございます。ですから、その考え方と今の先生の考え方は大いに違うなというふうには感じております。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかありますか。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 1点だけお聞かせいただきたいんですけども、今回93項目多岐にわたっているような質問を出させていただいて、1つ1つ御回答をいただいたわけですけども、その参考人のこの回答の整合性と言いますか、例えば、元に戻って恐縮ですが、この本庁舎の前面2階部分の解体、これの廃棄物の処理費、今回の回答の中ではそれを含むというふうになっておるわけで、3,600万の中に、前回の委員会の際に先生から提出をさせていただいた資料の中にはこの絵は2,500万になっていて、1,100万減額になっているわけですね。そうすると、その2,500万の中にはこの廃棄物の処理費は含まれているのかな、いないのかなという疑問も出てくるわけです。必ずこの必要なそういうこの処分費が新たな提案の中には出てきていない。今回また元に戻って2号案として元に戻りましたから、今回廃棄物処理費も含むというふうな明確な御回答であるわけですけども、何か私は専門家ではありませんが、出てくるその案のその整合性と言いますかね、そのあたりがちょっとよく理解できないものですから、全般にわたって今回のそういうこの概算を作られるにあたって、ちょっと改めてお聞かせいただくことはどうかとは思いますが、1つの私の意見として、今回この委員会で議論をするにあたって、例えばですけども、このような専門家ではないですけども、単純な疑問としてあるなあということを一言申し上げておきたいなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今の桑田委員の質問、山本委員の方からでも、

お答えいただけるかと思えますけれども、ちょっと14日の議論とちょっと重なってきていますので、きょうはその条例案のときの質疑ということでやっておりますので、次のステップも議論になるかと思えますので、きょうは打ち切らせてもらいます。房安委員。

◆**房安 光 副委員長** すいません。設計管理費のことについてお尋ねしたいんですけども、ちょっと事務所協会のことをたびたび出して申し訳ないんですけど、事務所協会が出しました37億幾らという時点の設計費用、設計管理費用というのは告示15号でちょっとはつきりした金額は覚えていないんですけど、4億何千万、5億近くかかっていたと思います。それで、質問の回答の中で先生が同じ告示15号に準拠をしていればいいという回答が示されているわけですけども、この20億の工事費に対して設計費用8,000万というのは、先生としては告示15号に準拠しているというふうに解釈されているのでしょうか。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。どうでしょうね、上田さんの方を先にいこうか。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** 山本先生の方では数字は示していないという回答です。それで、この8,000万という設計管理費の数字を提示したのは、僕の方が提示したものですから、そのときの考え方というか、をちょっと話をさせていただきたいなあというふうに思います。これは検討会でいろいろ議論した中で最終的に、もう比較表検討の数字を入れるときに設計管理費どうするだあという、正直いって話が出たわけです。それで、このときに私の方が約4%という1つの数字を示して8,000万という数字を出したんですけども、これは僕が今まで建築のその新築等々の場合に、平均的というか、一般的な考えの中で4%という数字を話させて提示させていただきました。これは1号議案にしても74億8,000万ですか、これに対して2億7,000万の設計管理費というかたちで約3.7、3.8%の数字になっておったところで、急遽その比較検討用の数字を入れれないといけないというかたちで4%という数字を入れさせていただいたというのが事実です。

先ほど、房安副委員長の方から国交省の告示15号の話が出ておりましたけれども、僕はここまでの告示15号までを参考にして提示していないというのが事実なんです。それで、一般的なちょっといろんな方からお話を聞く中で、やはり一律に4%、3%というわけにはちょっといかんという話も聞きました。ですから、建設費がかなり高いもののパーセントと、また少ない場合のパーセントとやっぱりその辺で差が出てくるということも聞いておりますし、それから正直言って、あと、これは後で聞いた話ですけども、やはり新築の場合はそういった数字ではじけるんですけども、特にこの免震の場合の設計管理というものは非常に、普通の新築する設計管理費よりは高くつくというのが実態。それは僕も後で聞いたんですけども、やはりかなりのこの免震の場合に対しては、計算書とか、書類がかなりいるというふうなかたちで、ことで聞いております。ですから、4%で8,000万という数字で、これで絶対できるかということになると、若干、計算をして実施設計やそういったものをした後でそれぞれの計算をして、設計管理費が出てくるというふうには思いますが、今の時点でいくら出ると、いくらかかるというようなかたちで、私はちょっと申しかねますけれども、今の示している若干8,000万という数字よりは、若干高く出てくるのではないかなということしか、今申し上げることはできないわけです。ですから、最初の方に申し上げましたように、その物件、その物件によっ

て、やっぱり設計管理費が異なってくるということと、それと、新築の場合とこの現本庁舎の耐震改修の設計管理、維持管理というものは、かなり普通の新築をするよりは高くなるというふうなことを聞いておりますので、若干この設計管理費については、実際に設計をして、その中でやっぱり管理費をはじき出さないといけんということで、当然そのときには21年に、1月7日に国交省が示した告示15号に基づいて、やっぱり設計管理費は計算していかないといけんじゃないかなということ、ちょっと申し上げておきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。房安委員。

◆房安 光 副委員長 ちょっと執行部をお願いしたいんですけども、その告示15号で、今の内容で設計費用を概算するという事は可能ですか。

◆橋尾泰博 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 はい。お答えします。まず、その告示15号でございますけれども、これは建築士法に基づきまして、設計や工事管理費をこうはじき出す業務報酬のその算定方法というものでございます。旧告示1206というのがございましたけれども、これは上田先生がおっしゃるように、前は工事費ではじいておりましたけれども、今の15号自体はその建物の用途であるとか、それから床面積ではじくというふうになっております。ですから、その面積自体が分かり、その用途が分かれば15号ではじくことができると。ただ、免震構造につきましては特殊性がございますので、さっき上田先生がおっしゃったとおり、どういうことをやるんだということによって変わってきますので、これは見積もりになるかというふうに思います。ですから、今ははじけるかと申し上げますと、見積り等がございますので、今すぐははじけないということでございます。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 私なんでこれを言うかと言いますと、要するに建築士事務所協会の15号と同じ準拠にしたにしては大変な金額の違いがある、4倍以上違うわけですから。それでお尋ねしたわけでございますけども。今はできないという、今、前田専門監の御答弁ですが、時間があればできるということでしょうか。あるいは内容がもっと詰まらないとできないということなんでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 はい。お答えします。新第2庁舎と半地下部分については、すぐすぐにもはじくことができます。免震構造につきましては、どこかの見積もり依頼を3社程度して、それをもとに考えさせていただいて、それらを足して委託料を出すということになりますので、免震につきましてはすぐすぐというわけにはいかないと思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 今の副委員長の質問に関連してなんですけど、1つ先生、教えていただきたいんですけども、先生の方でこの8,000万を出されたということではないということで、15号を基準にしてはじくべきだというふうに回答をいただいているわけですけど、ある意味これも報酬の上では予定価格、予算価格であるわけですね。それで、当然これ入札かけたり、いろんな入札の方法もあろうかと思っておりますけども、最終的にはその実勢価格というのは、実はこうい

う部分でも出てくるわけです。それと一方、工事費についても、先生の持論である実勢価格で組むべきだというお話と、設計価格でやはり予算化をすべきだという考え方と2通りの考えがあるわけですが、報酬については、いわゆる予定価格的な予算価格をベースにされるべきだという御意見については、どういったお考えに基づいての御意見なんでしょうかということをお伺いしたいのと、上田委員、これは8,000万なので若干なんていう話ではないですよ。15号でいきますと、これは増築する部分だけでも8,000万では済みませんから、ましてや、この免震の関係等々入れると倍では済まないでしょうね、おそらく、と思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、山本委員でお答えいただけると、はい、お願いします。

○山本浩三 参考人 さっき前田専門監が言われたように、平成21年の1月に建築士法が大改定されて、今まで金額にパーセント、パーセントじゃない、金額によって、金額と建物の種類と規模によって計算していたものを、床面積と建物の種類で実際にかかる人件費を計算して、その人件費、直接人件費というものと、それに2.5倍を掛けて出す、計算を出すという方向に、いわゆる政府の告示として決まったんですね。ただ、一方で独占禁止法というのがありまして、そういうものを固定した金額でやるというのは、国際的な独占禁止法には合わないんですね。ですから、あくまでも個別の、ある種のプロポーザルによって決めて、完全に1つのガイドラインにはなるけども、固定した金額を決めているものではないんです。それで、さっき専門監もおっしゃったように、特に免震工法なんかの場合は、技術をこう集中してやる部分なので、あんまりコストだけで競争させるところでもないんですね。その辺のところ有特殊な事情もあつたりするので、基本的にはその告示15号というのを、第4類の第2項にあたるのが庁舎建築なんですね。それで、それによると、例えば7,000平方メートルだと建築のまとめ屋さんは何時間の時間、構造が何時間、設備が何時間というのを全部累積して、設計時点で何時間、管理時間が何時間というようなガイドラインは出るんです。それで、ただ、最終的な判断は、それを実際にやる設計事務所が妥当と思われるもので、必ずしも値段だけでやるというのは、あまりこのルールに則さないと思うんですけども、1つのガイドラインとして何か考えるということですけども、今回の場合は、これはこの議会で審議する内容というよりも、発注者の市の方が基本的には考えるテーマだろうと思いますね。それで、設計者の方も、それに対してとやかく言うというよりも、妥当なものであれば、だいたい金額を決めて、それで、あんまりダンピングして人件費を、基本的には人件費がベースになっているもんですから、それがあんまり仕事をとるために、人件費を切っていくようなことがないようにというルールを考えながら、発注者の市長、市役所の方がだいたい考えられることではないかと思います。ちょっと議会にはちょっとその話は向いてない議論ではないかと思います。次のステップはやっぱり、あれじゃないかと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかありますか。そうしましたら、長時間に渡り、山本参考人には詳しく御説明なり、意見陳述を賜りましてありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。それでは、この特別委員会、しばらく休憩をさせていただきたいというふうに思います。再開を3時45分から再開をさせていただきます。30分間、休憩をいたします。

午後3時17分 休憩

午後3時48分 再開

◆橋尾泰博 委員長 はい、それでは特別委員会を再開いたします。先ほど、山本参考人との質疑を行ないましたけれども、各委員の皆様方もですね19億9,670万の積算根拠、この具体的なものをさらに明らかにして精度を高めていかないと議論にならないというような感触を委員長として持ちました。この山本参考人の意見陳述を参考にして、今後この積算根拠を明らかにしていく上で、私、委員長としては、専門家の方に、これは山本氏も含むと思いますけれども、調査業務委託をして細かい数字の積み上げというものを明らかにしていくべきではないかというふうに感じました。これは各委員の御意見も賜りながら、意見集約をしまいたいと思います。委員のどなたでも結構でございます、御意見を賜りたいと思います。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 今の委員長のお話なんですけれども、精査をしていくというか、そういうことであるならば私はもうこれ市がやるべきだと、市当局が。もう議会の仕事ではないってことをはっきり言わしていただきたいと思います。先ほど、山本氏からいろいろ御説明を受けましたけれども、やはり聞いていまして、いろんな意見の中でね、これもっと先の段階の話だとか、そういった話も出てきているわけでね、もう議会の中が、もう議会ですら混乱している、私はそう思います。それで、やっぱりどこかに出して精査をするということになっても、税金を使うわけですからね、やっぱり本当にこの事業を早く進めていくのであれば、もう市がやる、市にさせていく、もうそれしかないと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかありますか。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 私はそうは思わない。仮に市にこれを出しても、市もいずれにしたって市のその建築の中で、例えばこの間、知見の活用で県の建築士事務所協会から出たような資料、あれを作るわけじゃないわけでどっかに出さなあかんわけだから、これ一緒に作業だというふうに思っておりますし、議会の責任として、第2号案を議会提案でした、そして今まさに山本参考人を呼んでその中で今協議する中ですから、ある程度かたちのできるまでは、これを議会の責任でやっていかなければならないというふうに思っております。その中で、今後これ、今山本参考人とキャッチボールをしたわけなんですけれども、具体的にこれからどうするかということでの今の委員長の提案だというふうに思っておりますけれども、山本事務所である程度のたたきで、ある程度の数字を出してもらってというのが1つの案でもあろうかと思いますし、また、この間湯口委員が言っていた山本事務所の方からは具体的に20億の中で、例えば増築の中では何がその中にメニューが入っているというような、そういったものを出していただいた上で、第3者機関にそのあたりについて積み上げという方向もあるんじゃないかなというふうに思います。それから、これ委員会の中ちょっと確認しておかないといけんことは、例えば私も山本参考人いわゆる山本事務所の方から具体的なその数字であったり、そういったものは数字っていうか、そういった考え方なり、その中で何を積み上げているもんかっていうことをいただきたいなというふうに思っているんですけれども、このことが、いわゆる基本設計とか、そう

いったものということには多分ならんというふうに思います。ですから、基本計画をどの程度まで、基本計画を山本さんのところから出なのか、その基本計画の素案というか、そのそれこそ要するに材料っていうかね、そういう資料っていうか、そのものを山本先生の方からいただいて、それを第3者に委ねるのか、そのあたりがちょっとまだファジーなところがあって、ちょっと理解しづらいところもあるんで、そのあたりをちょっと整理した方がいいんじゃないかなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかありますか。はい、副委員長。

◆房安 光 副委員長 先ほどちょっと詰めて設計管理費用のことをお尋ねしたんですが、20億だけじゃなくてその中に設計管理費用8,000万もちゃんと含めてやっていただかなきゃいけないというふうに思いますのでお願いします。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかありますか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 議会の責任としてっていうことを言われるんだけど、条例案を作って、それを議決したのは議会ですよ。だけど、ちょっとこれは市当局も聞いていただきたいんですけども、議会の議決っていうのは市の団体意思を決めるっていうか、その議決によってね、そういうことなわけですよ。それで、これはあれです、地方自治法の逐条解説。それに書かれているんですけどね、議会の議決が地方公共団体の意思となる性格を有するもので、その中に条例の制定、改廃の議決っていうのがあるんですよ、だから、この度の住民投票の条例もこれにかかると私は思います。それで、いつまで経っても、議会が作った案だから案だからっていうことになっているんだけど、結局、議会の議決が直ちに地方公共団体の意思を形成するものの例として条例の制定、改廃っていうことが含まれているのであれば、これは市当局が提案されても、議員の発案権で提案されたものであってもどちらにおいても議会で議決をされれば団体意思になるんだというふうな説明がされていますので、私は当然、もう住民投票で結果が決まったのだから、もう市の仕事になるんだと思います。それで、今回まで、この特別委員会でいろいろ議論をしてきているけれども、結局、堂々めぐりというか、混迷しているというか、やっぱりそれは議会ができる仕事じゃないからだと思うんですよ。やっぱりそのところをちょっと当局もちょっと考えていただいて、それでも議会に、基本計画に匹敵するぐらいのものをと言われるのであれば、ちょっと地方自治法に照らしてその根拠を示していただきたいというのと、それはお願いしておきたいのと、やっぱりきょうの説明聞いてとっても本当に細かいところまでどンドン質問が出てくるんだけど、やっぱりそれは議会の仕事じゃないっていうことは、ここにおられる方がやっぱり共通認識持たんとこのまま先に進んでいったって絶対出口はない。私はそう思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 はい。今日7回目の特別委員会ですから、これから先、前に進めていくという前提の中でお話をさせていただきますけれども、まず住民投票にかけた20億というものを基本にやはりこの委員会は進めていかないといけんということですが。それで、今20億という数字が非常にまだ皆が腹入りができていないというふうに、私は今までの議論を聞いて感じております。ですから、先ほど上杉委員の方からも話がありましたけれども、やはり基本設計

は、これは別にしても基本設計に行く若干の素案というか、そういったものまでをやはりこの委員会でできっちり示して市の執行部の方でやはり基本設計に入っていただくという、やはり特別委員会はそのような程度の方角性というか、必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、第3者に20億の金額に対して委ねるといふか、精査をという話もありますけれども、私はこれ20億を住民投票にかけて、それから比較表をきちっと出して、市民に判断を求めたわけですから、これに対するやはり皆さんが腹入れができるようなかたちの数字を積み上げていただくということと、それと概略でもこういった建物を考えておるといふような程度までは、やはり山本さんに私は示していただいた方がいいんじゃないかなというふうに思うわけで、ですから、基本設計云々といふことまでは私は山本さんにといふ考え方はありませんけれども、やはり素案的なものといふか、そういったものはやはり山本さんに示していただいた方が内容も十分分かっていただいておりますし、その方が前に進むんじゃないかなというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかの委員で発言ございますでしょうか。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 私は、今回山本先生の方で立案をされて委員会の方に、検討会の方に提案をされたという経過見ますとね、きょうの議論もそうですけれども、細かい中身を精査をしようと思えば、やはり基本設計に準じたようなかたちとともに、いろんな調査をやらないと概算事業費っていうのはなかなか組めないわけですよ。だから、そこまで私が思うのは、立案者に対してそこまで求めるかということなんです。やはり1つの方向性というのは、住民投票で決まったということと、あわせてその内容はやはり3点セット。ここの免震を基本とした改修をやっていくということ、あるいは増築等で3,650平米建てましょうということ、あるいは駐車場については2,500平米という、これが20億プラス設計管理費用の8,000万ということだったわけですよ。それで、その枠組みが、どこまでの枠組みかということさえ、私は山本先生の方から確認ができれば、その実行性については、むしろ第3者の方で積み上げていただく、それは1つの方法としては、執行部をかます中で、執行部さんにも入っていただいて、執行部なりの疑問やいわゆるその提案についても、意見を伺うということも必要でしょうし、あるいは専門的知見ということ言えば、やはり第3者である、いわゆる山本先生以上の総合設計的な事務所さんをお願いができれば、私は1番いいんだろうと思うんですね。だから、何て言うんですか、要は20億8,000万変わらないわけですから、この中身を、どっちになんぼ要って、どっちにこっち要ったという積み上げをしてもらったところであまり意味がないことでしてね、だから、工事の範囲を明確にするということ、それで、これ、これの範囲については、例えばきょうの議論の免震でも、いわゆる普通の耐震でもやれますよと、大して工事金額には影響ありませんよというのが山本先生のお考えですから、だからあの金額の中でできるというふうに我々は判断すればいい話であって、だからそういうことをきちっと押さえたかたちで、その部分をもってして、そういった方に、むしろ、今言われているような基本設計に近いようなかたちものをベースにして、現場もきちっと見ていただいて、積み上げていただいて、これならば、いわ



ゆる設計価格という概念を持ってして、予算化ができる金額に足り得りますよという、執行部も理解ができ、我々も従来から言われている手法として理解ができる方法の中で、予算を示していただくということが、私は1番いいのではないかなと思っています。ただ、その中で問題が出るとすれば、山本先生の提案では、例えば使いながらにして、機械は動かして、今回は動かすという提案をしておられた。でも、動かしても、ここの機能は失わずして、使いながらにしてできるという判断をしておられるわけですし、それはそれで僕はいいんだと思うんですよ。動かそうが動かさまいが、とにかくここが稼働すればいいと。動かしたけ、前と違うじゃないかどうかということは、こんなことは問題じゃないんですよ。要するに動かそうが動かさまいが、しかも工事費の予算が今示しておる予算の中で、これが使いながらして、活用できたらいい話ですから、そんなこと細かい議論してもだめですから。ただ第3者にかかったときに、いや、これはちょっと無理だよと、一たん移してあれしてたら、なかなか2日や3日のお休みという具合のことじゃすみませんよというようなことが、第3者の方が判断したときに、じゃあ、できないものの試算までで終わらせるのか、あるいは新たな提案を加味したものもあわせて御提案をいただくかというのは、皆さんがやっぱり共通認識を持って、前回の鳥取県の事務所協会さんをお願いした、頼んでないことまでして、どうだ、こうだということにならないように、皆さんはやっぱりきちんと共通の認識を持つことと、あわせてやはりその提案に対してはきちっと受け止めるということ、我々の中で確認しておかないと、これが山本さんの言われた20億の云々とは違うじゃないか、云々かんぬん、これをやっていたんじゃ、いつまでたってもこの議論は終わりませんから、それで、そこの中にはもう一度言いますが、出す前提で言えば、そこに執行部を絡ませる。それで、彼らも執行権の立場で責任が出てくるわけですから、そういった彼らの意見も踏まえて、我々が最終的に判断して、伊藤さんが常々おっしゃるように、執行部にバトンタッチをしていくという方法がとれたらなというふうに思いますけど。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。いろいろ御意見をいただきました。ちょっと上杉委員にちょっと確認したいんですけど、先ほど、たたき台を出してもらおうというんでは、山本さんということも考えられると、だけでも第3者機関に出すということも当然考えられると、その中で、基本計画の素案のようなものという、出してもらったらどうか、この基本計画の素案のようなものを山本さんにということだったんですけど、ちょっと私よく理解できないで、どういうイメージでおられるのか、ちょっともう1度お聞きします。

◆上杉栄一 委員 例えば、県の事務所協会のときには知見の活用で、調査業務というかたちで出して、それが数字として返って来たわけですね。それで、山本事務所、山本参考人にどこまでこれを求めるかということなんだというふうに思っております。ですから、ここまで数字を積み上げたものではなくてもいいのではないかというのが、この間湯口委員の意見であったわけですし、ですから、ここまで積み上げたものではなくして、20億8,000万円、20億の建設事業費の中で、どれまで要するのかということについて出してもらった、その積み上げたものについてを第3者で、要するに調査業務してもらおうという、そういった考え方ですわ。ですから、それが、言ってみれば基本計画と言うんかな、基本設計じゃない、基本計画、そういったものになるんかなというようなことなんです。それで、それを今度は基本設計ということになれば、

まさに公募して、それで、基本設計にいくということですから、だから、基本的にはもうその20億という数字、それから出てきた数字というのは、もう我々がここで議論するような数字ではないわけでして、内容については、それを逆に言うと、もう専門家にある程度、それこそそのあたりの積み上げたものを、言ってみればそこで精査というか、してもらおうという、2ステップなんです、これは、私の言っているのは、そういうことです。だから、決して山本氏からの資料、そういったものを積み上げたものは必要でないということではもちろんないわけで、やはりそれは求めるべきだというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。いろいろ御意見をいただきましたけども、なかなか今の段階で一本化に集約するというのは、ちょっと難しいと思うんですが、1つ私の方から提案申し上げたいと思いますけれども、今のこの20億ですね、20億弱ですけども、非常に現段階では積算も非常に、平米あたり4万、端数のないような、非常に大雑把な数字の提案なんですけども、言えばこれはもう概算ですから、いたし方ないと思うんですけども、やはりこの概算であっても、やっぱり私はこのなんですか、この解体の平米4万の中にしても、人件費がなんぼだとか、処理費がなんぼだとかというのはしておられると思うんですよ、やっぱりこれが出てこない、なかなか皆さんほんとに、この20億でほんとにできるのかという思いの委員の方が多く思うんです。やっぱりこの言えば議論をしていくこの数字のたたき台の根拠というものを明らかにしないことには、ほんとに、我々は、先ほど上杉委員の方から、基本計画の素案というお話があったんですけども、我々特別委員会が本来なすべきは、この数字の積算根拠を明らかにするというのも、1つ重要な使命としてあると思いますけれども、例えば新しく500平方メートルという防災機能の充実を図ると、じゃあ、防災機能の設備というものはどういう姿が鳥取市の市民の安心・安全を守るときに、どういう機能がベストなのか。あるいは新しく新第2庁舎を作るわけですけども、その中にただ単に解体したところにいる職員を持ってくればいいのかという話ではなくして、市民サービスを進めていく上で、どういう機能を新しく建てたところに入れていくのが行政サービスの向上につながるのか、やっぱりそういう本来あるべきことを、この特別委員会で議論をし、それが1つの基本計画の素案になっていくと、そして、その中に今提案されておる金額の積み上げが具体的な裏づけになっていく、そういうことだろうと思うんですけども、いまだに今のところはその数字の根拠が明らかになっていないもんですから、やはりこれをどういうかたちで明らかにするのがいいのか、今のところ出ておりますのは、提案者である山本さんがこういう2号案の積算をしておられるので、この中身を詳しく積み上げたものを出していただきたいという方法が1つ、それから湯口委員がおっしゃるように、工事の範囲を明確にして、ここにはこういう機能を入れていきますよというところで、あとは実際この比較検討表に書いておりますような形態で専門家の第三者に積算をしていただいて、どれぐらいの数字が出てくるのか、それをやったらどうかと。大きく2つの意見が出てきておるとも思いますけれども、ちょっと論点をその2つに絞ってまいりたいというふうに思いますけれども、上田委員は今までの流れからも含めて、山本さんの方から積算根拠をきちっと明らかにしてもらった方がより審議が進めやすいんじゃないかという意見がございました。それから、湯口委員の方からはそこまでやらなくても、工事の範囲を明確に

して執行部も含めて明らかにしたらどうかと、上杉委員の方から2つの案がどちらでもいいよという意見が出たわけですけども、そのどちらかに集約できるものであればやってまいりたいというふうに思いますので、御意見をいただきたいと思います。はい、上杉委員。はい、副委員長。

◆房安 光 副委員長 違う、違う、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 これは県の事務所協会に知見の活用でそれこそ出てきた資料の中には、工事費別の内訳書があってそれぞれ全体の概算工事費の内訳書まで作っているわけだわね、1つずつ数字を重ねて、重ねた中で、例えば本庁舎の耐震改修は、これも県の場合は18億だったんだけども、その内訳についてこれをずっと積み上げたもの出しておられると、そこまで求めるのか、いわゆる湯口委員が言われるようにそこまで求める必要はなくして、その工事の内容、どこまで含めるかということを出してもらって、それを第3者でそれこそ積み上げてもらうという、どっちかだというふうに思っておりますけれども、私もこの積み上げた数字っていうのが、我々見ても分からんわけです。だから、仮にこの概算書で積み上げた数字が出たときに分かりましたということについては、でも第3者に、それはやっぱりある程度精査してもらわなければだめなのかな。だから、それがさっき言った大手のコンサルなるか、どうなるか分からんけども、そういったかたちであるならば、山本事務所の方からこの知見の活用で出していただいて、その数字も出してもらってそれをもう1つ、もう1段第3者にそのあたりをちょっと見てもらうという方向であるならばそれはそれでいいと思います。はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほか、はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 私は山本参考人、立案者であるわけですけども、詳細なこの積み上げを山本さんをお願いするのはいかなものかなと、改めてこれで予算も生じてくるわけですから、先ほど、伊藤委員の方から、この委員会は堂々めぐりしているというような発言もあったわけですけども、その堂々めぐりをしている1つの原因として、山本さんの1つの案が非常にフェジーなものであるということ、委員長は14日の分はもう既に提出のものは、これは必要ないと、2号案ということ、2号案でもうこの委員会は進んでおりますから、あえて14日の新しい案については触れる必要はないとは思いますが、今回あえて山本さんの方にそれを、お願いをした場合にまた委員会が堂々めぐりをするような案が出てきても、やはりこれも問題であろうとやっぱり思うわけですので、湯口委員が言われるように、とにかく20億8,000万というのは、これは変わらない、もうベースですから、その範囲内でその山本さんがこれは必要なものである、これは考え方としては違うんだということをはっきりしていただければ、委員会でそれがはっきりすれば第3者機関にそれを求めていくというのが一番ふさわしいんじゃないかなというふうに思います。それで、先ほどの委員会の中で、私が本庁舎の2階部分の処理費の問題も取り上げたわけですけども、その1つを見ても、何かしっくりこないものがあるわけですよ。ですから、今回の例えば新第2庁舎増築部分についても、この防災センターということであれば、当然ながらこの免震構造でやっていくというのは一般的に考えて当然であろう、そういう結論がまた先ほどの参考人の話の中では違っているというようなことで、1つひとつやはりまた新たにこの山本さんの方から予算を投じて、出されてまた委員会が堂々めぐ

りするようなことは避けたい。最低限本当にこの必要な第3者機関に提出をしたときに、最低限理解していただける内容を委員会で議論をして、それで、第3者機関から出てきた内容を私たちがしっかり受け止めるということが大事なんじゃないかなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかありますか、はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 はい。私も湯口さんがおっしゃられたこと、基本的に是としたいと思います。やはり住民投票にかけた段階で検討会の中で結の方からこれでやるんだというようなしっかりとした意思があったわけですね。そのときには山本参考人とそうやってキャッチボールしながら作ってきたという言質もありましたので、それであればその段階での資料が必ずあると思うんです、私たちにを見せていただける。だから、それをまず見せていただいて、湯口委員が言われたように、これとこれが含まれている、これが含まれていない、これが考えていないんだよというのがあればそれを第3者にかけていくというのが私は一番いいなと思います。先ほど、桑田委員の方も言われましたけれども、毎回ちょっとずつ参考人の御意見が変わってきている部分がございます。やはり最初の時点でのしっかりとした考え方をポンと出していただければ、あとは第3者で検討していただいて、我々はそれを見させていただくというのが一番いいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 第3者の人に見てもらおうということも大事なことだというふうに思いますけどね、何かね島谷委員には大変失礼だけど、もう結が出した誰が出したというちょっと話はこの委員会ではやめましょう。これは議会でしっかりけんけんがくがく議論して、でもこれで良いというかたちで、全会一致で住民投票にかけたわけですから、議会、でも、そこをやはりお互いにみんなが認識をしていただきたいなというふうにちょっと僕は思います。それで、その第3者にもですけれども、さっき言ったように、我々はこの1号案、2号案比較表を出して住民投票かけたわけですから、その内容についてできるか、できんかというやはり金額に対して、その考え方基本的な数字をやはりしっかりと出すことが必要じゃないかな、今は。それをやはり積み上げた数字を出して、上杉さんが言われたけれども、それで我々がこれをやはり第3者にいいかどんなかちょっと見てもらおうやという話なら分かるけどね、やはり順序的にはやっぱりそれが1つの筋だというふうに思いますよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 今、上田委員がおっしゃられたんですけど、私、別に結が出したからどうかってこの時点で言っているんじゃないくて、山本参考人が出された案が最終的に検討会として出されてもう議会の案として全会一致でやりました。これはもう当然私たちもそれを理解してやっているわけですから、それをきょうみたいに、一番当初のやつを教えてくださいと言っててもやはり少しずつ変わったやつが出てきてるので、そこで、検討会の中で最終案として出されたときの、これ申し訳ないけど、先ほど言いましたように、結さんの案というかたちで出てきたわけですから、そこで山本さんと結さんとがキャッチボールされて出てきたということであれば、その段階でしっかりと案が出ているんじゃないですかということを言わしていただいたわけで、私は別にそのこの段階で結の案だからどうだっていう話じゃなくて、そのときの、何

て言いますかね、基本となる数字なり、積算を出していただいてそれを湯口委員がおっしゃられたように、第3者として見ていただいたらどうかという話をさせていただいたわけです。ですから、この段階で上田委員の方の、上田委員って言ったら悪いですけど、結さんが出されたから出されたからって言うんじゃないで、先ほど一番最初に言ったように、お互いにキャッチボールされて作られたわけですから、その資料があると思いますんで、それを出していただければいいんじゃないんですかということを行ったわけです。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。島谷委員に申し上げます。そういう資料があったんではないかということでもありますけれども、もしそういう資料があるのであれば、委員長として上田委員にその資料の提出を求めますけれども、そういう事実はございませんので、そのようなことはしておりません。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** あんまり後戻りする議論はここではしたくないというふうふうに思っております。委員会のいろんな委員さんの中では、いずれにしても山本参考人から新たなその言ってみればこの提案についての、今出ている資料は資料として、これは今までの分はその質問であって、その回答であるわけですから、それを踏まえて具体的な提案と言いますか、それ方のたたき台はやっぱり出していただかなければならない。その範囲をどこまでをするかということだというふうに思っております。私、あえて言ったのは、細かい数字まで出していただけるのであるならば、それはそれでいいと思っておりますけれども、それはやはりある程度できたものは、やはり第3者で精査検討はやっぱりすべきだということですから、そこまでしなくても、要するに内容だけ出してもらって第3者に検討するっていう方向もありますし、だから、いずれにしても山本さんからこれから頼んで知見の活用で出てきた資料を、そのまま我々がこれを良とするというかたちのものには恐らくならんだろうと、ですから、あくまで第3者、まだどれということとは言えませんが、そのあたりの精査はして、それをやはり出てきたものを今度執行部と先ほどの話でキャッチボールする中で、今度は執行部の方にもお願いするという方向、そういう今後のそれこそ日程等々ありますんで、そういう方向でいければというふうに私は思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。そのほかありますか。そうしますと、いずれにしてもこの数字の積算根拠を明らかにしなければなりませんし、これに深く長く携わっておられる山本さんに数字の積算根拠をまず出していただく。それで、それをまた第3者機関で検証するなり、その方法はいろいろあるかと思えます。ただ、山本さんにこのような業務委託を依頼するにしても、要は我々特別委員がどこまで山本さんに対してその資料っていうか、それを求めるのか、やはりこの範囲だというふうに思えます。先ほど、湯口さんの方からも、工事の範囲を明確に意識すると、これも1つのその積算根拠を明らかにする1つの切り口だというふうに思えますんで、この点について、どこまで山本氏に求めるのがいいのか、どうなのか、それによって我々の求めている仕様書というか、契約書を作って契約書の前の段階ですが、それを山本さんの方に提示をし、じゃあ、その仕事をするためには山本さんの方からこれぐらいの契約金というか、報酬というか、それはいただきたいという見積もりが出てくるだろう。そうなってくると、それから先に高いだ安いだ、もう少し予算がないから安くしてくださいとか

ってという話に具体的にはなってくるんだらうというふうに思いますんで、その点を御意見いただきたいと思います。上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** 今後このあたりになれば恐らく執行部もこの中に入っていく時期だというふうに思っております。ですから、山本事務所の方に何を求めるかということについては執行部サイド、特に建築等々について具体的にどこまで求めるかということは、やはり執行部の意見をしっかり聞く中で、それで山本事務所にどこまで求めていくかっていうことは、やっぱりこれ決めていかなければいけないじゃないかなと、この中で、我々が委員の中で議論していてもなかなかこれ始まん話だというふうに思っておりますので、もう今後その知見の活用をお願いするときには、執行部の意見を聞く中で、どこまで山本氏からその資料を求めるかということについては、今後はやっぱり執行部とそれこそ、その山本事務所、あるいはこの委員会も含めてですけど、そのあたりでちょっと協議をして方向性を出していければというふうに私は思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。はい、房安委員。

◆**房安 光 副委員長** 上田委員が言われましたように、これは1号案も2号案も議会で決めて市民にお示しをしたわけですから、議会が責任を持つのは当然です。ただ、その議会の内部の話に限って言わせていただければ、これは山本浩三氏の案を結さんが提案をしてできているわけですね。2回目か3回目の委員会のときに、上杉委員が言われましたけど、これの中身の精査については当時時間がかなり切迫していましたので、中身の議論にまでは入れてないと、十分な検証はできてないと、だからそれをしないといけんというお話なんで、ですから、山本浩三氏の私案、私の案を結さんが提案をされて議会に提出をされたと、だから私は山本浩三氏、あるいは結さんがその中身について説明する責任は議会に対して負っているというふうに思います。当然のことながら、積算根拠もあっての話だし、いや、設計としても現場も見えてないからアバウトでこういうことだろうと思って提案をしましたというようないい加減な話ではないわけですね、それなら全然市民に対して責任がとれんわけですから、だから、私はその予算をつけてということにするかどうかということも置いていても、これはもう山本浩三氏なり、結さんがこの場でしっかりと説明責任果たしていただく必要があるというふうに思っております。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。よくこの委員会に出てきますけども、委員長として申し上げます。できるだけ後戻りする議論はやめていただきたいと思います。本来このA案B案のこの積算根拠というのは、条例案を検討する2つの案の中身を精査するのは条例検討委員会の中で本来しておくべき案件でございます。そういう中で、住民投票を比較検討表というかたちで作りまして、それを市民の皆さん方に提案をし、住民投票というかたちで、市民の皆さんの思いを数字として明らかにしたものでございます。そういうことで、市民の皆さんからすれば、何を今、議会はやっているんかという御批判も甘んじて受けさせていただきたいと思いますけれども、現実には現実として受け止めて、やはり市民の皆さんが御審判をいただいたこの結果に基づいて、いかにこの2号案である20億8,000万というのを市民の皆さんに選択をしていただいたその方向に向かって、我々はどうかたちで市民の皆さんに喜んでいただ

ける結果を導いていくかというのが我々の使命でございますので、その点はよろしくお願いをいたしたいというふうに思います。きょう1つの結論と言いますか、方向性として、やはり結論として、やはりこの20億弱のこの積算をまず明らかにする、そしてそれを第3者機関なり、何らかの方法で検証すると、これがやっぱり次のステップであろうというふうに思います。ただ、先ほども言いましたように、どこまで山本氏の方に我々特別委員会としてその資料提供を求めるのか、これについては、委員各位それぞれ御意見あるかと思っておりますので、また御意見をまとめていただいてまた事務局の方でもお出しをいただきたいというふうに思います。それと、今度17日の日が臨時の議会になっております。この特別委員会の前々回ですか、皆様に日程調整を図る上で、17日の午後2時からというようなことで、御提案をいたしております。そういうことで、きょうが9日でございますので、できましたら何日ぐらいいまでにしまししょうか、また副委員長と相談して、何日までにここまでを山本氏に資料提供を求めるという御意見を各委員からいただきまして、それをまとめて17日の特別委員会に、こういうなかたちで、山本氏に資料提供を求めたいということをお諮りをしたいというふうに思います。それから、現実に、先ほども申しましたけれども、次回の特別委員会、そういう議題に入らせていただきたいと思っておりますし、もう1つ、防災センターの機能ですとか、それから市役所の、何ですか、機能というんですか、新しい庁舎にどういう部とか、課を配置するかという、そういう機能面の話、これは当然山本氏というよりは、市庁舎整備局と我々特別委員会が議論していく中で決めていく話だろうというふうに思いますので、17日はそういう防災面とか、機能面の話をしていただきたいというふうに思います。ということで、きょうのまとめとして、山本氏に積算の明細なものを求めていくということ、それから、どういうところまでを資料提供として求めていくのかということをお題とさせていただいて、きょうの特別委員会を閉めたいと思っております。最後、伊藤委員、よろしくお願いいたします。

◆伊藤幾子 委員 委員長がまとめられて言うのもなんなんですけども、どこまで山本氏に求めるかということをお聞かされても素人ですので、それは分かりません。それで、先ほど、上杉委員さんが言われた、やっぱりそういうことに関しては執行部もということをお言われましたけど、そのことがちょっと委員長、触れられていません。それと、そうです、執行部ね、それで湯口委員、上杉委員、執行部のことをお言われました。私の考えていることの度合いとは、恐らくかけ離れているとは思いますが、でも、やっぱり自分たちだけでは無理だなとか、困難があるなという認識は持たれているんだなということが分かりましたので、それは評価したいと思っております。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。先ほども言いましたけど、機能の面だとか、それから防災センターの機能というのは、山本さんが考えられることではない。これは先ほども言いましたように、市の執行部と我々特別委員会が議論をして決めていく。そして、それが基本計画に反映されていくというものだろうというふうに思っていますから、当然17日にそういう議論をさせていただくということは、委員長として市庁舎整備局の方に、市の考え方も持つてくるようにという指図はさせていただきます。ということでございます。はい。それでは今日の特別委員会を終わらせていただきます。お疲れ様でした。

午後 4 時 33 分 閉会

鳥取市議会委員会条例第 28 条第 1 項の規定によりここに署名する。

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員長

橋 尾 泰 博